

	事業名	メニュー	質問	回答
1	共通		住民の帰還にはまだ時間が必要であり、帰還時まで事業を延長して欲しい。	本事業は令和8年度から令和12年度までの第3期復興創生期間において、県に設置した基金により原子力被災地域の営農再開を支援するものであり、令和13年度以降については第3期復興創生期間の営農再開の状況を踏まえて検討されることとなります。
2	共通		「避難区域等」には「平成25年2月26日における帰還困難区域が含まれる」とされているが、帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域として認定された地域も含まれるのか。	「避難区域等」には、帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域として認定された地域も含まれます。
3	共通		原子力被災12市町村を対象地域とする事業（原子力被災12市町村農業者支援事業、福島県高付加価値産地展開支援事業）については、被災12市町村の避難区域等の区域に限定されずに、該当市町村全域が対象となるのか。	原子力被災12市町村農業者支援事業及び福島県高付加価値産地展開支援事業では、12市町村全域を対象としています。
4	共通		原子力被災12市町村を対象地域とする事業（原子力被災12市町村事業、福島県高付加価値産地展開支援事業）について、農地が依然として帰還困難区域等であり、居住することや通い耕作も難しい地域の取組も事業対象になるのか。	居住制限や日中の立入制限が課せられている地域では、通常の農業を営むことは困難であると考えられるので、事業対象とはなりません。ただし、特定復興再生拠点区域又は特定帰還居住区域に指定された地域である場合や通い耕作が可能な場合等には、その営農実態に応じて対象となるか検討することとします。
5	共通		事業の申請前に、事業の適用を期待して、事前に購入した資材や施設、機械は、領収書を確保しておけば事業対象となるか。	本事業は、交付決定後の着工が原則であることから、事業の申請や承認等の前に購入等を行ったものは対象になりません。
6	共通		既に他の補助金により機械・施設を導入していた場合に、当該機械・施設を処分して、本事業で整備することは可能か。	交付等要綱別記1の2(11)のとおり、補助対象の機械・施設の法定耐用年数が残っている期間の途中で中止、処分等を行うことは、特別の場合を除き、原則認められていません。また、処分等が認められる要件に該当する場合であっても、事前に知事承認等の一定の手続きが必要であり、当該処分により収入があった場合には、福島県に返納することになります。 なお、これらの手続きを経た後に、本事業の実施要件に適合する事業計画が策定される場合には、整備することができる場合があります。
7	共通		補助金の上限額は、事業実施主体が消費税の課税または非課税事業者であることに問わず、一律に適用されるのか。	補助金の上限額の取扱は、他の補助事業と同様に、補助金に係る消費税仕入控除税額がある事業実施主体(以下「課税事業者」という。)、補助金に係る消費税仕入控除税額が本来的にない事業実施主体(以下「非課税事業者」という。)を問わず一律に適用されると考えています。 その上で、例えば、上限費20万円、本体価格(税抜き)17万円、消費税2万円である場合、課税事業者は消費税以外の17万円が補助対象額、非課税事業者は消費税込の19万円が補助対象額となるので、補助対象額については、課税事業者であるか、非課税事業者であるかにより異なることとなります。
8	共通		「補助対象とする経費は、取組の実施地域の实情に即した適正な現地実行価格により算定」とあるが、これを担保するために事業実施主体はどのようなことを行う必要があるのか。	取組ごとに別記で規定する事業要件に照らして判断いただくこととしています。事業実施計画の審査の過程で、農業者が添付する規模や回数の決定根拠資料等を基にご判断ください。 なお、執行において入札又はこれによりがたい場合は、理由書を添付して見積合わせを行う必要があります。
9	共通		事業の実施に当たって廃材等を処分する必要があり、処分に当たって利益が発生する場合、事業費はどのように算定すればよいか。	事業の実施に当たって必要な廃材等の処分から利益が発生する場合は、事業費から差し引く必要があります。
10	共通		古品古材について、利用管理を行う上で不都合の無い適正な耐用年数(機械単体は2年以上)であることをどのような基準・方法で評価するのか。	他の事業で古品、古材を対象とする場合の評価方法を参照するとともに、耐用年数が不明な場合はメーカーに評価いただきます。 また、残存年数をもとに修繕によって延長されると見込まれる年数をメーカーに評価してもらい、それをもとに年数を加算する方法なども可能です。
11	共通		農家同士で売買している中古品は対象となるか。	交付等要綱別記1の6において、経費の根拠が不明確で履行確認ができないものは対象としていないことから、中古品の残存耐用年数、評価額等が第三者からの見積等により客観的に確認できなければ、対象となりません。
12	共通		市町村が事業実施主体となり保全管理作業や当該作業を適正に実施するための事務を復興組合等に委託する場合、市町村が事業費を積算し復興組合等と委託契約を締結することとなるが、事業終了後に委託契約金額が実際にかかった費用と異なる場合に精算の必要はないと考えてよいか。	作業委託契約において、作業受託者に対し、実際にかかった費用を算出させ、その費用が委託費に比べ少なかった場合、精算の必要があると考えます。

13	共通		委託契約において、事業終了後に精算することを契約書に規定しなかった場合についても、「直接要する経費かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみ」、「実際に要した経費の額のいずれか低い方」の規定に基づき問題はないと理解してよいか。	作業受託者の選定及び当該受託者との作業委託契約の締結が適正に行われ、かつ、当該契約に定められた作業が適正に実施されたことを作業委託者（事業実施主体）が確認し、作業委託費を支払った場合、当該契約に関する書類を証拠書類とし、作業委託費を取組に直接要した経費として取り扱って構いません。
14	共通		市町村が事業実施主体となり、JAに委託する場合、委託契約に基づき委託料を支払うこととなるが、消費税の扱いはどのようにになるか。なお、JAは消費税の課税事業者である。	委託料は税込みとなります。
15	共通		事業実施主体である市町村がJAに委託して取組を行う場合、委託の方法と成果確認のために必要となる書類はどのように整備すべきか。 また、同様にJAが事業実施主体となり、農家の組織や農家個人へ作業を請負で行う場合、請負の方法と成果確認のために必要となる書類はどのように整備すべきか。	それぞれの市町村やJAで通常行われている委託契約の方法で実施していただくこととなります。 たとえば除草作業を作業委託する場合は、ほ場ごと実施時期ごとに作業を確認できる写真等となります。作業請負であれば、加えて作業日誌等の整備が考えられます。
16	共通		リース物件について、通常想定する稼働面積を大幅に上回り利用する場合は、法定耐用年数未満で機械が故障し使用できなくなる。このような場合は法定耐用年数に満たないリース期間を設定してもよいか。	リース機械について、通常想定される稼働面積を超えて稼働することを前提にリース導入する場合は、稼働予定面積に応じたリース期間を設定してください。
17	共通		事業の実施にあたって事務作業が発生するが、補助上限額では、附帯事務経費を賄うことは困難と考える。附帯事務費の範囲及び限度額について教示願いたい。【想定事務費：臨時職員賃金、事務用消耗品費、通信運搬費（通知関係経費）、振込手数料（補助金振込）】	市町村事務費は交付等要綱第7第4項に基づき確保して下さい。農業者団体等が必要とする事業の実施に伴う事務費については、福島県営農再開支援事業のうち特認事業「営農再開に向けた復興組合支援」の活用を検討をお願いします。
18	共通		実施計画書に記載する農地等の面積は、固定資産税課税明細書や農家台帳等の数値を記載するのか。	固定資産税課税明細書と事業実施計画上の受益面積が必ずしも一致するとは限りませんが、可能な限り正確な営農再開等面積を記載してください。 なお、受益面積が不確定な場合は、農業者自身が数値を把握するために、必要書類との突合を行った上で事業計画書に記載するようにしてください。
19	共通		目標年度の翌年（令和13年度）に実施することとなっている評価報告は、事業実施自治体が評価報告書を提出すると規定されているが、市町村が事業実施主体となっていない場合や、市町村内に本事業を活用している実施主体がない場合は評価報告は不要となるのか。	交付等要綱に定める評価報告における「事業実施主体」とは、本事業を活用している実施主体がいる市町村を指します。したがって、市町村が事業実施主体となって事業を行っていない場合でも、市町村内に本事業を活用している事業者がいれば、評価報告を行っていただく必要があります。 また、複数市町村にまたがって広域的に事業を実施している場合は、当該事業の実施範囲に含まれる全ての市町村が事業実施自治体となります。
20	共通		評価報告の県様式では、12市町村の営農再開面積の実績を記載することになっているが、事業を実施していない市町村の面積は含める必要があるのか。	本事業は「12市町村における営農再開面積を営農可能面積の75%に相当する11,000haとする」ことを目標としていることから、12市町村については事業実施の有無に関わらず営農再開面積の実績を報告していただく必要があります。 なお、その際、事業を実施していない市町村の面積については、県が当該市町村へ聞き取った上で集計に含めるようにしてください。
21	共通		福島県全域を対象としている事業で、12市町村以外の自治体が事業に取り組んだ場合、当該市町村における営農再開面積についても評価報告の際に報告する必要があるのか。	12市町村以外で事業を実施した場合は、評価報告の際、当該市町村の営農再開面積についても記載するようにしてください。
22	共通		本事業を活用して物品を購入した際などに現金相当として使用可能なポイントが付与された場合、どのように取り扱うべきか。	本事業の実施に当たり現金相当として使用可能なポイントが付与された場合は、当該ポイント分を補助対象経費から控除してください。なお、事業実施主体に対しては、原則ポイントカード等は使用しない（ポイントが付与されない）ようご指導願います。
23	営農再開支援事業		営農再開時には、長期間使用していなかった農機具の整備が必要であるが、福島県営農再開支援事業の補助対象となるか。	作付再開のための、農機具の点検・整備及び補修については、本事業の支援対象とはしていませんが、通常の営農で行われる作業を超える分の費用は、追加的費用として、必要かつ合理的な範囲で賠償の対象となることを東京電力に確認しています。 なお、賠償請求に当たっては、支払いが円滑に行われるよう、農機具の点検・整備及び補修を行った業者に対し、通常行う点検等の費用を控除した明細書を作成するよう依頼することが適当と思われます。 また、農機具の点検・整備及び補修を自ら行う場合は、通常行う点検等の費用を超える追加的費用を自ら特定することが必要となります。
24	営農再開支援事業	除染後農地等の安全管理	除草用機械のリースをしたいが、市町村が事業実施主体となり、リースによって機械を導入することは可能か。	可能です。ただし、リース期間が法定耐用年数よりも短い場合は、一定の計算によって補助率が減額されます。
25	営農再開支援事業	除染後農地等の安全管理	揚水ポンプの修理は対応可能か。	揚水ポンプの修理は、農地の安全管理に要する経費とは認められないことから、対象経費に含めていません。

26	営農再開支援事業	除染後農地等の保全管理	取組を行う農地の面積の考え方について、事業費の上限を算出する際の面積に畦畔を含めてよいか。	補助対象となる事業費の上限は、事業の対象となる農地における本地面積（水張り面積）×35,000円/10aで積算してください。ただし、その範囲内で畦畔や法面、農道等の除草等を行うことは可能です。
27	営農再開支援事業	除染後農地等の保全管理	取組を行う農地の面積の考え方について、補助単価は35,000円/10aとなっているが、1㎡単位から事業費を積算する対象としてよいか。	補助対象となる事業費の上限は、1㎡単位で算定することが可能です。なお、35,000円/10aは補助単価の上限であり、実際に補助対象となる事業費は、本地面積（水張り面積）×35,000円/10aと、実際に要した経費のいずれか低い方です。
28	営農再開支援事業	除染後農地等の保全管理	今年度中に播種・定植・植栽を行う場合に、播種・定植・植栽前に行う保全管理作業については事業対象としてよいか。	「除染後農地等の保全管理」の対象年度は、営農再開年度の前年度までとします。なお、本事業における営農再開年度とは、「生産の断念を余儀なくされた農地において、最初に作付けした作物の収穫期が含まれる年度」とします。 したがって、例えば、夏季に保全管理を行い、次年度に収穫期を迎える作物の生産のために、秋季～冬季に作付け準備や作付け等を行った場合でも、夏季の保全管理は本事業の対象となります。
29	営農再開支援事業	除染後農地等の保全管理	対象となる樹園地はウメ、ユズなど出荷を差し控える要請をしている品目の作付地に限定されると解釈してよいか。（桃など自主的に生産、出荷を差し控えている品目があった場合、その作付地は対象に含められない。）	貴見のとおりです。
30	営農再開支援事業	除染後農地等の保全管理	出荷を差し控えるよう要請している品目については、市内全域を「除染後農地の保全管理」の対象とすることができるか。なお、「生産・出荷の再開が困難な場合」とは、県等からの出荷等の自粛要請が行われているものとの解釈でよいか。	貴見のとおりです。生産・出荷が困難な場合は、国・県・市町村の長の指示・要請により、生産又は出荷の制限・自粛が行われている場合です。
31	営農再開支援事業	除染後農地等の保全管理	環境省事業による樹園地の除染では、水田等とは異なり肥料代が対象とならないことから、除染後農地の保全管理で肥料代の支援に取り組みたい。出荷を差し控えるよう要請している品目であれば、肥料を散布したその作期内に出荷できないことから保全管理の対象となると解釈してよいか。（桃など自主的に生産、出荷を差し控えている品目があった場合、肥料を散布したとしても基本的には出荷できることから営農の一部と解されるため、保全管理の対象に含められない。）	貴見のとおりです。「除染後農地等の保全管理」の実施に当たっては、当該事業が営農再開までの農地の適正な“管理”を目的としていることから、事業実施年度における事業対象農地では農産物の生産・出荷が行われないことが前提となります。 なお、肥料を散布する目的としては、生産対策ではなく樹勢の維持が目的であることを確認してください。
32	営農再開支援事業	除染後農地等の保全管理	福島県営農再開支援事業の「農地除染後の保全管理」の実施主体を復興組合とすることを検討している。復興組合の構成員は、農家以外の方もいるが、すべての構成員を継続した場合でも、大部分の構成員が農業者であるならば、事業実施主体となることは可能と考えてよいか。	可能です。
33	営農再開支援事業	除染後農地等の保全管理	農業者で組織する復興組合を事業実施主体としたいが、以下の費用について復興組合への補助対象としてよいか。 ①資材の購入や雇用労賃（組合員出役者への労賃）等の支払いに要する振込手数料 ②組合員の作業出役に要する労災保険料 ③復興組合が組合員に対して作業日程等をお知らせするために要する郵券代、用紙代、封筒代、コピー代	「除染後農地等の保全管理」に要する①～③の経費については、特認事業の「営農再開に向けた復興組合支援」を活用することが可能です。
34	営農再開支援事業	除染後農地等の保全管理	除染後農地の保全管理の取組を行う農地が畑地の場合、100㎡以下の畦畔は畑地とみなしている。畦畔を除いた本地面積の把握は、実測する必要があるが、このような場合は、畦畔を含む畑地面積を補助対象としてよいか。なお、畑地については畦畔率のデータはない。	保全管理の対象となる農地の本地と畦畔の面積を区分することが困難な場合は、畦畔を含む農地面積に35,000円/10aを乗じた額が補助の上限となります。
35	営農再開支援事業	除染後農地等の保全管理	多面的機能支払に取り組んできたが、これに加えて同一の農地について除染後農地の保全管理に取り組むことは可能か。	多面的機能支払で実施する作業と福島県営農再開支援事業で実施する作業を明確に区分して実施する場合は、同一農地で取り組むことが可能です。
36	営農再開支援事業	除染後農地等の保全管理	中山間地域等直接支払対策に取り組んできたが、これに加えて同一の農地について当該事業の保全管理に取り組むことは可能か。	中山間地域等直接支払対策で実施する作業と福島県営農再開支援事業で実施する作業を明確に区分して実施する場合は、同一農地で取り組むことが可能です。
37	営農再開支援事業	除染後農地等の保全管理	給与制限の草地の中には、礫などの条件により（表土剥ぎによる）除染ができないところがある。除染されるまでの間、草刈り、除草剤の散布等の管理が必要となるが、当該事業で実施することは可能か。	対象となる草地が市町村が事業実施主体となって除染を行う草地であり、かつ、国又は地方自治体の指示等により家畜への給与が制限されている場合については、当該草地を本事業の対象とし、保全管理に必要な経費を補助の対象とすることが可能です。
38	営農再開支援事業	除染後農地等の保全管理	除染後の傾斜がある草地について、播種後の芽吹き前に流出した土砂の簡易修復は、当該事業で実施可能か。	当該草地で生産される牧草が事業実施年度に利用されないことを前提に、農地の保全管理と同時に実施される畦畔等の補修については本事業で実施可能です。

39	営農再開支援事業	除染後農地等の保全管理	除染後農地の保全管理で、田や畑の畦畔等の修復を対象経費として認めることができるか。	対象農地の営農再開に必要な畦畔等の修復については、農地の保全管理と併せて行われる場合に限り「除染後農地の保全管理」の対象とすることが可能です。
40	営農再開支援事業	除染後農地等の保全管理	作付する地力増進作物には、作物の指定はあるのか。	作付する作物が地力の増進に寄与するのであれば、特に作物の指定はありません。
41	営農再開支援事業	除染後農地等の保全管理	地力増進作物の作付について、秋に播種して翌年度にすき込みを行う事業計画は可能か。	地力増進作物を作付した翌年度にすき込みを行うことが、年度内にすき込みを行うことに比べ適切な場合、秋に播種して翌年度にすき込みを行う事業計画も可能です。
42	営農再開支援事業	除染後農地等の保全管理	町では復興整備計画を公表し、農地の一部については、農地転用をしてメガソーラーを整備する計画としている。当該計画を公表する以前にこの農地に対して実施した、除染後農地の保全管理作業に係る経費については、対象にできると考えるがよろしいか。	本事業は、営農が再開される見込みのある農地について、営農が再開されるまでの間の除染後農地の保全管理について支援しているものです。一方、転用される計画について地権者の承認が得られた時点で、当該農地は「営農が再開される見込みのある農地」とは断定できないと考えられます。 このため、仮に転用計画について地権者の承認が得られた後も除染後農地の保全管理作業が行われ、その後に当該農地の転用が決定した場合、当該農地における転用計画について地権者の承認が得られた後の作業に係る補助金は返還される必要があります。 (例) 平成25年4月に除染が終了し、平成25年度及び平成26年度に本事業による保全管理作業が実施された一方で、平成26年4月に農地転用計画に係る地権者の承認が得られ、同年8月に転用計画が決定された場合、転用された農地に係る平成26年4月以降の本事業による保全管理作業は補助の対象外です。
43	営農再開支援事業	除染後農地等の保全管理	環境省による除染事業が行われており、その内容は表土の剥ぎ取り、客土、地力回復のための土壌改良資材の施用をし、耕起(2回)を実施するものである。しかしながら、環境省から除染の進捗を図るため、本年度は表土の剥ぎ取り、客土、耕起(2回)の後、仮引渡しを行い次年度改めて土壌改良資材の施用をして引渡しをする旨の意向がある場合には、仮引渡しが行なわれた段階で営農再開支援事業(除染後農地等の保全管理)を活用し、農地の保全・管理に着手したいと考えているが本事業を実施することは可能か。	本事業は、除染作業が終了した農地を農家が管理する必要が生じた場合、当該農家の農地管理作業を支援する目的で実施しているものです。このため、環境省からの仮引渡しにより農家が農地管理を行う必要性がある場合は、「除染後農地等の保全管理」を活用することが可能です。
44	営農再開支援事業	除染後農地等の保全管理	本事業を実施する年度途中で避難指示が解除された場合、当該年度は避難指示解除後3事業年度に含まれるのか。要綱上、本事業の対象となる期間は、避難指示解除後3事業年度(避難指示が解除された年度に事業を実施する必要がない場合は、当該年度を除く3事業年度)が限度となっている。	「避難指示が解除された年度に事業を実施する必要がない場合」とは、避難指示解除日以前に当該年度の除染後農地の保全管理作業が概ね終了している場合を指すものであることから、避難指示解除日以前に既に除染後農地の保全管理作業の1/2以上が終了している場合には、当該年度を除く翌年度からの3事業年度が対象期間の限度となります。
45	営農再開支援事業	除染後農地等の保全管理	牧草地の中には、登記上の地目が原野となっているところもあるが、①原発事故時の現況は牧草地である、②原発事故により営農の休止を余儀なくされた、③環境省が実施する農用地に係る除染の対象となっている場合は、当該牧草地は、登記上の地目が原野であっても、除染後農地の保全管理の対象と考えて良いか。	環境省が実施する除染では、「除染等の措置に係るガイドライン」において、「農用地の除染作業を行うにあたっては、現況地目(中略)に応じて適切な方法を採用すること」とされているところ。このため、環境省が実施する農用地に係る除染が終了した土地であり、かつ、今後営農が再開される見込みがあれば、登記上の地目に関係なく保全管理の対象として差し支えありません。 一方、登記上の地目が農地であっても、環境省が実施する農用地に係る除染の対象ではない場合や、農用地に係る除染が終了していても今後営農再開の見込みがない、または農地以外の用途に利用が決まっている場合は、保全管理の対象にならないので留意が必要です。
46	営農再開支援事業	除染後農地等の保全管理	避難指示解除後に実施する除染後農地の保全管理において、避難先からの通作経費は当該事業の対象経費となるか。	避難指示解除後であっても、「除染後農地等の保全管理」で、通作に係る経費を補助の対象とすることは可能です。なお、その場合でも、除染後農地の保全管理に係る補助の上限額は、事業対象農地面積に35,000円/10aを乗じた額になります。
47	営農再開支援事業	除染後農地等の保全管理	国が除染の計画を策定し除染作業を進める地域として、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき指定されている「除染特別地域」の農地において、仮に環境省が除染作業は不要と判断した場合、その農地は本事業の支援対象となるか。	除染特別地域において、環境省が「除染等の措置に係るガイドライン」に沿って空間線量率を測定した結果などにより、除染作業が不要と判断された農地については、今後営農が再開される見込みがあれば、保全管理の対象となります。
48	営農再開支援事業	鳥獣被害防止緊急対策	事務作業軽減のため、導入した電気柵の領収書があれば、その1/2を補助するような仕組みとして欲しい。	実施要綱に定める実施基準を満たさないため、困難です。
49	営農再開支援事業	鳥獣被害防止緊急対策	鳥獣被害対策として、事業実施前年度に作付けするほ場に加え、事業実施年度に作付けほ場も想定し広いエリアで(電気)柵を設けることは可能か。	営農再開が計画されているほ場を含めて侵入防止柵を設置する等、合理的な理由があれば、設置可能です。

50	営農再開支援事業	鳥獣被害防止緊急対策	鳥獣被害対策として、事業実施前年度に作付けするほ場に（電気）柵を導入し、事業実施年度に作付けほ場が拡大した場合、事業実施前年度に導入した柵を再利用しエリアを広げて（電気）柵を追加することは可能か。	可能です。（交付等要綱別記1の8（3）において、「知事は、支援事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。」としており、柵の移設等を行う場合には福島県への届け出等が必要と解釈しています。）
51	営農再開支援事業	鳥獣被害防止緊急対策	鳥獣被害対策として、事業実施前年度に作付けするほ場に加えて、事業実施年度に作付けする予定のほ場も含めた電気柵を想定した大容量の発電機を導入することは可能か。	可能ですが、上限単価の範囲内での対応をお願いします。（合理的な理由があれば、地域特認も可能ですが、電気柵の電源装置は、柵の距離数に従って増設する方法が一般的です。）
52	営農再開支援事業	鳥獣被害防止緊急対策	福島県営農再開支援事業の要綱を見ると、鳥獣の捕獲体制の整備は「他地域から招聘した捕獲実施者等で構成される」となっているが、他市町村に避難中の事業対象地域の市町村民は対象とならないのか。	本事業は、本来、捕獲体制の主体となる事業対象地域の住民が原発の事故により避難を余儀なくされたために、他地域の捕獲実施者等を招聘することにより捕獲実施者がいない地域の捕獲体制の整備を図ることを目的としており、事業対象市町村から他市町村に避難した市町村民も捕獲体制の整備のための対象者とすることが可能です。
53	営農再開支援事業	鳥獣被害防止緊急対策	ノネズミが増加し、水田畦畔への被害も増加している。ノネズミの対策へも対応して欲しい。	福島県営農再開支援事業（鳥獣被害防止緊急対策）については、事業対象地域について、ノネズミの駆除（個体数調整）に係る経費として、薬剤散布作業等における薬剤類購入費及び散布作業の労賃が補助対象経費となります。 なお、福島県営農再開支援事業の対象外の地域についても、被害防止計画において、対象鳥獣に「ノネズミ」を位置づけている場合は、鳥獣被害防止総合対策交付金により同様の対策が可能です。 また、作付再開が見込まれる農地において、獣害により畦畔が損傷を受けた場合には、「水稻の作付再開支援」や特認事業の稲作生産環境再生対策のうちの「ア 畦畔等の修復」により畦畔の修復が可能です。
54	営農再開支援事業	鳥獣被害防止緊急対策	電気柵の導入を町が事業実施主体として行っているが、備品として管理する（管理期間8年）必要があり、負担が大きい、何か良い方法はないか。	事業実施主体である市町村と、柵の設置によって受益する農家集団との間で、柵の管理についての委託契約を締結し、当該農家集団に管理を担ってもらう方法があります。また、柵の設置については特別交付税措置（8割補助）が利用可能であり、市町村単独事業により、管理を含めた対応を行うことも可能と考えられます。
55	営農再開支援事業	放れ畜対策	安楽死させた家畜のお祓いに要する経費を補助の対象にして欲しい。	お祓いや慰霊祭等の宗教的行事に係る経費を補助の対象とすることは困難ですが、農家の方々からの要望等があれば、関係団体の慰霊祭に併せてお祓い等を行わせていただくなど、県等と相談しつつ協力させていただきます。
56	営農再開支援事業	営農再開に向けた作付・飼養実証	作付再開準備の地域でバイオ燃料用の稲栽培を国事業で要望している。管理計画上の扱いについて示して欲しい。	作付再開準備地域で稲を作付する場合には、食用・非食用を問わず稲を作付けする全てのほ場を管理計画に位置付け、水田管理台帳において地域で生産された米の全量を把握するとともに、全袋検査を行う必要があります。また、全袋検査を行わない場合には、出荷制限区域米穀として廃棄処分する必要があり、仕向先や保管場所を把握するとともに、確実に処分されたことを市町村が確認する必要があります。 管理計画への具体的な記載方法等については、県にお問い合わせください。
57	営農再開支援事業	営農再開に向けた作付・飼養実証	作付実証事業に取り組んだ生産者が、販売物（花）の販売代金を受け取ったとしても、営農に対する賠償金は受け取れるということでしょうか。	避難指示等に関わる休業補償については、経済産業省が平成24年7月20日付で発出した「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」の1の(3)の②において、「営業損害及び就労不能損害の賠償対象者が、営業・就農再開、転業・転職により収入を得た場合、一括払いの算定期間中の当該収入分の控除は行わない。」とされていることから、農産物の生産・販売を行ったかにかかわらず、賠償を受け取ることができます。
58	営農再開支援事業	営農再開に向けた作付・飼養実証	畑ワサビで出荷制限がかかっている市町村で「営農再開に向けた作付実証」に取り組む場合、当該市町村は対象地域として認められることでよいか。	畑ワサビについては、作付実証の対象とすることが可能ですが、出荷制限の解除等営農再開に向けた実証内容とする必要があります。
59	営農再開支援事業	営農再開に向けた作付・飼養実証	水稻試験栽培の掛増し経費として、試験栽培に必要な以下の経費を事業対象としてよいか。 ①堆肥 ②ゼオライト ③鳥獣害対策用の電気柵 ④水揚げポンプリース ⑤水口に設置する初穀	試験栽培に必要な経費のうち、通常営農に要する経費に含まれない掛増し経費については、お示し頂いた経費に限らず本事業の対象になります。なお、④は試験栽培期間のみ対象ですので注意が必要です。 さらに、試験ほの設置面積が一筆に満たない場合で、試験ほの管理のために試験ほを含む一筆全体の管理が必要な場合は、一筆全体に施用する資材等を本事業の対象とすることが可能です。
60	営農再開支援事業	営農再開に向けた作付・飼養実証	実証栽培や試験栽培を行う農業者の外部被ばく管理に対する支援はできないのか。	実証栽培や試験栽培を行う農業者の被ばく管理経費については、実証栽培等における掛かり増し経費として対象としています。

61	営農再開支援事業	営農再開に向けた作付・飼養実証	特定帰還居住区域で作付実証を行い、収穫した農産物は販売可能か。	令和6年6月1日付けで「帰還困難区域内における活動について（原子力被災者生活支援チーム）」が改訂され、営農については、例外的な事業として市町村長に申請し、認められた場合、特定帰還居住区域でも収穫した農産物の販売が可能となります。ただし、品目によって出荷制限等の対象となっているものや、出荷再開に当たって検査が必要となるものがありますので留意が必要です。また、米については、毎年、地域ごとに実施可能な取組内容が定められているので、確認してください。
62	営農再開支援事業	営農再開に向けた作付・飼養実証	同一農地において複数年作付実証ができるのはどのような場合か。	前年までと目的の異なる実証内容であれば、同一農地で複数年作付実証に取り組むことができます。 なお、稲については、米の作付等に関する方針に基づいて、毎年、各地域で取組内容が定められることになっています。稲について作付実証（米の作付等に関する方針における試験栽培又は実証栽培のことをいいます）を行うに当たっては、当該地域における当該年産米の取組内容について、あらかじめ県にご相談ください。
63	営農再開支援事業	営農再開に向けた作付・飼養実証	翌年度に水稻の営農再開に向けた作付実証を実施する場合は、均平や堆肥散布等の作業を実施することは可能か。また、それらの作業を委託することは可能か。	水稻の営農再開に向けた作付実証の目的を達成するために必要な作業について、作付実証の当該年度の実施では、作付実証に支障を来す場合には、作付実証を実施する年度の前年度に作業を実施することは可能です。 また、作業を委託した場合も、当該事業の対象となります。ただし、本事業の補助対象経費は、作付実証に係る掛かり増し経費となりますので、ご留意ください。
64	営農再開支援事業	営農再開に向けた作付・飼養実証	宿根かすみそうの実証栽培を計画しているが、宿根かすみそう栽培はハウス栽培が基本となるため、作付実証としてパイプハウスを建てて事業を実施したいと考えているが、当該事業でパイプハウスに係る経費も補助対象として良いか。 また、当該事業の対象になる場合、パイプハウスを建てる全ての経費を計上して良いか？それとも、耐用年数で割って1年分のみ補助対象になるのか。	作付実証に係る掛かり増し経費として、パイプハウスを事業実施主体の直営施工により導入する場合、資材費については、当該事業の補助対象となります。また、リースで導入する場合、作付実証に係るリース期間の経費※については、当該事業の補助対象となります。 ※助成金の額＝リース物件価格（税抜き）×（リース期間／法定耐用年数） なお、花きの作付実証にあつては、当該事業の補助額の上限は100万円／箇所となります。
65	営農再開支援事業	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	事業の詳細な仕組を検討しているが、収益の帰属により、事業の仕組み方も変わってくる。事業上で想定しているスキームは、得られた収益は管理組合に帰属する（特定作業受託）という考えでよいか。	得られた収益は管理組合に帰属することを想定しています。
66	営農再開支援事業	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	事業を円滑に推進する上では、地権者には保全管理と同じく不耕作の賠償がなされることが不可欠であると考えている。地権者からみると、管理耕作については、営農再開にはあたらないことから、不耕作に対する賠償も可能であると考えているが、その農地自体は作付がなされることから、賠償の対象外となるのではないか心配である。	一括賠償の対象農地において管理耕作を行ったとしても、管理耕作により得られた収入を賠償から控除する等の対応が求められることはないとして理解しています。なお、一括賠償後の追加賠償については、農作業受委託者が確保されている状況は休業に当たらないとされているため、当該農地で管理耕作を行う場合、追加賠償の対象外になるものと理解しております。
67	営農再開支援事業	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	補助対象経費については「本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。」とあるが、農地の管理費については、県が適正な単価を設定するので、証拠書類により金額を確認せず、確定した管理耕作面積に設定した金額を乗じて交付してよいか。	県が設定した単価に管理耕作面積を乗じて交付額を算定することは妥当であり、単価設定の根拠を明確に示されれば、証拠書類により金額を個々に確認することは必要ないと考えていますが、管理耕作を行う面積については何らかの証拠書類は必要となります。
68	営農再開支援事業	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	本事業に必要となり、本事業のみに活用する以下の農業用機械及び施設は、本事業のリース支援の補助対象となるか。 また、50万円等の下限価格は設定されるのか。 トラック、フォークリフト、育苗用ハウス、無人ヘリ	管理費の助成単価の算定において、生産コスト上の農機具費をゼロとする場合には、左記に掲げる機械・施設についても補助の対象として差し支えありません。 なお、下限価格は設定しません。
69	営農再開支援事業	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	リース・レンタルにより導入する農業機械の利用面積である20ha（中山間地域等の場合は10ha、事業実施初年度において農地が確保できなかった場合は事業規模決定の根拠となる面積の2分の1）に、作業を受託した生産組織等を構成する農業者の農地面積を含めてカウントしてよいか。	農業機械の効率利用の観点から、リース・レンタルにより導入する農業機械の利用面積に、作業を受託した生産組織等を構成する農業者の農地面積を含めてもよいですが、その上限は面積要件の2分の1未満とします。 なお、管理耕作を委託する農業者が帰還しないこととなった場合や、農地の利用調整が想定よりも迅速に進んだ場合などにおいては、管理耕作を受託する農業者や生産組織等の間で利用権の設定が進展し、作業を受託した生産組織等の農地面積割合が2分の1を超える可能性があります。このような場合においても、引き続き本事業の下で管理耕作を行うことは可能です。
70	営農再開支援事業	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	農地の管理費について、作業を受託した生産組織等を構成する農業者の農地面積の分も補助対象としてよいか。	農地の管理費については、作業を受託した生産組織等を構成する農業者の農地面積の分は補助対象外です。

71	営農再開支援事業	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	以下の場合は管理耕作の対象農地にしてよろしいか。 ① 避難指示の解除前に営農再開する。 ② 除染実施計画に基づく深耕による除染が終了していない農地は、作付けする際に深耕を行う。	避難指示の解除前であっても除染が終了していれば本事業の対象農地とすることができます。また、作付する際に除染作業で実施する場合と同等の深耕を実施して作付を行う場合、除染実施計画に基づく除染が終了していない農地であっても除染の実施と同等の効果があると考えられることから、管理耕作の対象農地とすることができます。 なお、当該農地が環境省の直轄除染の対象農地となっている場合、当該地区の除染作業を円滑に進める観点から、本事業を実施する前に事業実施主体から福島環境再生事務所に情報提供をお願いします。
72	営農再開支援事業	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	管理耕作において、震災以前から基幹農作業を委託しており、帰還しても自分や家族では基幹農作業を行えない農家の農地を対象としてよろしいか。	原発事故前に基幹農作業を受託していた農業者が帰還しない等の理由により、新たな委託者に基幹農作業を委託しなければならない場合は対象となります。
73	営農再開支援事業	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	管理耕作において、耕作能力のある農家が帰還したが、原発事故後に他産業に従事したために自分では耕作できない場合、当該農地を管理耕作の対象農地としてよろしいか。	高齢者のみが帰還している場合と同様、帰還しても耕作者がいないため作付け再開ができない農家の農地は対象となります。
74	営農再開支援事業	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	「避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援」に取り組む際、野菜を取組の対象としても良いか。	「避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援」は、「除染後農地等の保全管理」が除草等によって農地管理を行うところを一步進め、省力的な作物を当該農地に作付けることによって農地管理を行うことを目的としているところです。このため、栽培品目は機械化一貫体系によって省力的かつ大面積の農地管理が可能な野菜も想定しています。
75	営農再開支援事業	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	震災発生から5年以上が経過し、他地域での営農再開や帰還する農家の高齢化等により営農再開されないケースが懸念されるため、管理耕作期間中に利用権の調整を図りつつ、集落営農を含めた担い手の確保を図ることが益々重要となっている。こうした中、従来の水稻、大豆、そば等の土地利用型作物だけでなく、他の作物で管理耕作を行い、管理耕作終了後は当該作物の産地化を図ることにより、担い手となる農業者の意欲を高めて行くことが必要と考えている。こうした作物についても、支援の対象とできないか。	管理耕作は、Q&A74にあるとおり、避難した農家の農地について、除草等によって農地管理を行うところを一步進め、農家の帰還や農地の利用調整が完了するまでの間、省力的な作物を作付けることにより農地管理を行うことを目的としており、対象作物は、基本的には土地利用型作物を想定しています。一方、管理耕作を通して産地化を目指す作物を導入することは、管理耕作が終了した後の担い手の確保等に効果的であると考えられます。このため、上記の管理耕作の目的から、機械化一貫体系による省力的な大規模生産が可能であり、将来の産地化に向けて販路や収益の確保が見込まれるものであれば対象にすることが可能です。また、農地の管理費については、既に単価設定を行っている他作物と栽培体系や想定される収益等が同等と判断される場合には、当該作物の補助単価を適用することが可能です。 なお、具体的には個別品目ごとに、県へご相談ください。
76	営農再開支援事業	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	管理耕作を実施する場合、耕作期間が当該年度から翌年度までにわたる作物（小麦、食用油用なたね）の場合、当該年度に管理費を活用することは可能か？	管理耕作は、すぐに帰還しない農家等の農地について、先に帰還した作業受委託組織等が一時的に作業受託等により耕作することで、除染後農地の放置による荒廃を防止する取組です。一方、除染後農地の耕作に当たっては掛かり増し経費が発生し、通常の料金設定で作業受委託を推進することは困難です。また、避難が継続している土地所有者にも配慮する必要があることから、作業受委託契約に基づく「農地の管理費」を支援しているところです。 このため、当該管理費については、原則、管理耕作が完了したことをもって支払うことが妥当ですが、翌年度の支払いになるなど、作業受委託契約の推進が困難となる場合には、作業受委託契約に基づき、当該年度内に管理耕作により適正に農地が管理されていることをもって支払うことが可能です（その場合であっても、概算払いによる支払いは可能です）。なお、作業受委託等の契約期間において、作付や収穫など適切な耕作がなされなかったことが明らかとなった場合には、事業の目的を達成しないことから、補助金の返還も想定されることにご留意ください。
77	営農再開支援事業	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	本事業を活用して生産する「食用油用なたね」から「なたね油」に加工するための搾油機及び「そば」から「そば粉」に加工するための製粉機のリース費用は本事業の対象となるか。	本事業を活用して生産した農産物を販売するために必要不可欠な加工機械のリース費用については、本事業の対象となります。 なお、本事業のリース費用の対象となる加工機械の範囲は、農林水産省が所管する補助事業（例：強い農業づくり交付金）で補助対象としている機械に限ります。
78	営農再開支援事業	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	ほ場整備を実施する地区での管理耕作の活用はできるか。	本メニューは避難している農業者の代わりに一時的に管理するための支援であるため、ほ場整備の面工事前までが補助対象となります。また、農地中間管理機構に農地を貸す場合は、契約前までが補助対象となります。
79	営農再開支援事業	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	農地中間管理機構を通して、受委託契約を結ぶ場合、管理耕作の対象となるか。	農地中間管理機構を通じた農作業委託は、農地の集約・集積化を目的としてしており、農地の利用調整が完了した農地と判断されるため、管理耕作の対象とはなりません。
80	営農再開支援事業	放射性物質の交差汚染防止対策	福島県営農再開支援事業における交差汚染防止対策の対象となる農機具は何か。	22年産米及び大豆の収穫・乾燥調製の作業後初めて使用する、米の扱すり機及び選別計量機並びに米又は大豆の大規模乾燥調製貯蔵施設等です。なお、大規模乾燥調製貯蔵施設等のとも洗いにおける対象機械については、別途協議を行うこととします。
81	営農再開支援事業	放射性物質の交差汚染防止対策	県外に避難して一時就農する農業者が、避難指示区域等から水稻調製用農業機械を持ち出した場合、本事業の対象となるか。	避難先で一時的に就農している農業者への支援を行っている市町村等が実施主体となり、住民の帰還を前提として、帰還支援を含む支援策等と一体的に実施するのであれば、事業の対象とすることができます。

82	営農再開支援事業	水稲の作付再開支援	漏水対策資材であるペントナイトの購入費及び散布経費は補助対象か。	代かきの準備として漏水対策に要する経費は、補助の対象になりますが、35,000円/10aの範囲内で実施して下さい。
83	営農再開支援事業	水稲の作付再開支援	ため池修繕で事業実施年度に水が使えない水田や転作を行う水田において、事業実施年度の翌年産米の作付準備をする際に、代かきではなく耕耘でも該当するか。	本事業は水稲の作付再開に向け、除染事業が終了した水田における耕盤の再形成や均平化を目的としています。このため、単に耕耘を実施するだけでは事業の目的が達成できないことから、事業実施年度内の代かきは必須と考えています。 なお、転作物の栽培後であっても、事業実施年度の翌年産米生産の準備として事業実施年度中に実施する代かき作業及びその準備のための除草を目的とした耕耘作業は、本事業の目的である水稲の作付再開に必要な耕盤再形成や均平化のための作業であることから、事業の対象とすることができます。 ただし、転作を行う水田では、転作物の栽培に係る耕耘作業等は通常の営農行為であるため、本事業の対象とはならないことに留意が必要です。
84	営農再開支援事業	水稲の作付再開支援	除染が事業実施前年度中に終わった水田では、4月に代かきを実施する必要があるのか。事業該当するためには、作業時期に制約があるか。	本事業による代かきは、耕盤再形成や均平化を目的として、作付再開予定の前年度内に実施するものであれば時間的な制約はありません。
85	営農再開支援事業	水稲の作付再開支援	本事業では除草作業を対象としているが、薬剤散布による除草は当該事業の対象となるか。	必要な除草について、方法は問いませんが、地域の慣行作業と照らして合理的な方法で行うべきと考えます。
86	営農再開支援事業	水稲の作付再開支援	除草作業は春先及び秋にも必要であるが、当該事業の除草時期はいつ頃を対象としているか。	代かき作業を行う上で必要となる前処理としての除草のみを対象とするものであり、管理のための除草は対象となりません。
87	営農再開支援事業	水稲の作付再開支援	除草作業で畦畔の除草作業は当該事業の対象となるか。	代かき作業に必要であれば対象となります。
88	営農再開支援事業	水稲の作付再開支援	本事業では除草・耕耘・代かきを対象としているが、全ての作業を行う必要があるか。	代かき作業は必須ですが、その準備として、その他の作業が不要であれば、全ての作業を行う必要はありません。
89	営農再開支援事業	水稲の作付再開支援	ほ場整備により一時利用地の指定を受けたが、今年度に水稲の作付ができなかった。また、転作を実施する予定もないが、来年度の水稲作付に向けた除草作業が必要であり、また代かきを行う計画であるが、当該事業の対象となるか。	通常の営農に追加して代かきを行うのであれば対象となります。除草作業のみ実施する場合は対象となりません。
90	営農再開支援事業	水稲の作付再開支援	代かきを行う計画であったが、ため池の関係で代かきが困難となった。耕耘等の乾土均平に変更したいが補助対象となるか。	乾土均平では、水稲の作付再開に最も必要な耕盤再形成が困難なことから、本事業の対象とはなりません。
91	営農再開支援事業	水稲の作付再開支援	農閑期に代かきを行う場合、用水のポンプアップのための電気料が多額となる。この費用は地権者負担となるが、これらの水利費は補助対象となるか。また、補助対象となる場合に上限額はあるのか。さらに、補助上限額(35,000円/10a)で対応すべきか。	用水のポンプアップに必要な経費は、代かきに必要な経費と認められるため、補助対象となります。ただし、35,000円/10aの補助単価の上限の範囲内でお願いします。
92	営農再開支援事業	水稲の作付再開支援	本事業の補助上限額を35,000円/10aと定めているが、これは個々の水田単位で適用するのか。事業全体で適用するのか。	事業全体の実施面積×35,000円/10aが補助金額の上限となります。
93	営農再開支援事業	水稲の作付再開支援	補助対象の作業料金については、個々の水田面積(水張面積)の合計に作業料金を乗じて得た額を作業者毎に集計した額となると判断するが、それで良いか。	貴見のとおりです。
94	営農再開支援事業	水稲の作付再開支援	来年度に水稲作付を予定し、本事業を実施したが水稲の作付が行われなくなった場合の補助金の返還はどうなるのか。また、補助金の返還を要しない事由について教示願いたい。	来年度の作付再開を前提とした事業であるため、事業を実施したにも関わらず作付再開しなかった場合には当然その理由(やむを得ない事情)が求められます。事業対象とするにあたっては、予め耕作者の意思確認をお願いします。 なお、本事業は1回限りの事業であることに留意が必要です。
95	営農再開支援事業	水稲の作付再開支援	除草作業料金について、復興組合が定める料金を採用したいと考えるが、いかがか。	農業委員会の標準作業料金等を参考に地域の実態に即した適正な現地実行価格により算定願います。
96	営農再開支援事業	水稲の作付再開支援	農地除染に同意していない水田(除染を要しない農地(ほ場整備事業地区内農地を除く))については、補助対象(代かき、畦畔修復)となるか。	除染を要しないほ場であっても、次年度に水稲の作付が再開される見込みの水田で、かつ、耕盤再形成や均平化を実施する必要がある場合は、補助の対象となります。
97	営農再開支援事業	水稲の作付再開支援	代かきを行ったが、作業後漏水水田であることが判明し、耕盤形成として再度代かきを計画した。本事業は1回限りとしているが、本事業の耕盤形成ができなかったことから、追加で代かきを行った場合、補助対象となるか。	丁寧に代かきを実施しても耕盤再形成が不十分な場合、35,000円/10aの範囲内であれば事業の対象とすることができます。
98	営農再開支援事業	水稲の作付再開支援	多面的機能支払交付金により、畦畔の除草を行い、田面は本事業を活用する計画。作業日が別であれば、田面の除草作業料金は、補助対象としたと考えるのがいかがか。	代かきの準備のために必要な田面の作業であり、作業日誌等の関係書類により明確に区別ができれば本事業の対象とすることができます。

99	営農再開支援事業	水稻の作付再開支援	<p>水稻の作付再開に向けて、ほ場の均平化のための代かき作業を実施するために、除草等の準備作業を実施していたが、小雨による用水の確保困難などにより年度内に代かきができなかった場合、当該準備作業に要した経費は補助対象とすることができるか。</p>	<p>年度内に予定していた代かき作業が、農業者の責任に帰さないやむを得ない理由により実施できなかった場合は、既に実施した代かき作業の準備のための除草等に要した経費を本事業による補助対象として構いません。</p> <p>ただし、本事業では水稻の作付再開に向けた代かき作業の実施が必要なことから、年度内に実施できなかった代かき作業については、翌年度の水稲の作付再開に支障のない時期までに、通常行われる代かき作業に追加して、必ず実施する必要があります。</p> <p>なお、その場合も、補助対象となる事業費の上限は、年度内に実施した準備作業に翌年度に実施する代かき作業を加えて35,000円/10aとなることや、代かき作業ができなかったやむを得ない理由を一筆毎に確認する必要がありますのでご留意願います。</p>
100	営農再開支援事業	除染後農地の地力回復支援	<p>大型機械による深耕を行う場合、飼料畑に単年生牧草地は含まれるか。</p>	<p>単年生牧草地については、永年生牧草地と違い、牧草の播種をせずに除染事業が終了し、農家が牧草の播種及び栽培管理を行う必要があることから、飼料畑に含むこととします。</p>
101	営農再開支援事業	除染後農地の地力回復支援	<p>客土に石が含まれているために深耕作業ができないが、この場合、補助対象経費である「深耕の実施に要する大型農業機械等のレンタル費用」にストーンピッカーのレンタル費用は含まれるか。</p>	<p>ストーンピッカーの使用が、深耕の実施に必要な不可欠であれば、そのレンタル費用は補助対象経費に含まれます。</p>
102	営農再開支援事業	除染後農地の地力回復支援	<p>事業の対象となる農地は。</p>	<p>除染特別地域内において、表土剥ぎにより除染を行い、客土を行った農地で、水田、普通畑、樹園地、牧草地が対象となります。なお、牧草地で本事業に取り組む場合、牧草種子のは種後となります。</p>
103	営農再開支援事業	除染後農地の地力回復支援	<p>仮置場として使用されていた農地は、長期間営農を休止し、「除染後農地等の保安全管理」による地力回復の取組を実施することができなかったため、営農再開に必要な地力が十分でないことが懸念されるが、本事業の対象となるか。</p>	<p>本事業は、原則として表土の剥ぎ取りによる除染後に客土をした農地等を対象としており、仮置場として使用されていた農地で、返地前に環境省により表土剥ぎ除染を実施している場合は事業対象となります。</p> <p>また、返地後、「除染後農地等の保安全管理」を実施できずに営農再開した農地又は営農再開する予定の農地は地力回復が行われておらず、営農再開に必要な地力回復の取組について支援が必要であり、土壌分析を実施し、県や農業協同組合等の指導機関が地力の低下を確認した場合には「知事が特に必要と認める農地」として、採択できるものと考えます。ただし、営農再開したほ場については、通常施用の上乗せ分のみが補助対象となります。</p>
104	営農再開支援事業	除染後農地の地力回復支援	<p>事業の対象となる堆肥は。</p>	<p>放射性物質の濃度が暫定許容値(400Bq/kg)以下であれば、堆肥の種類は限定しません。ただし、県内の畜産農家において滞留状態となっている堆肥を優先的に活用して下さい。</p>
105	営農再開支援事業	除染後農地の地力回復支援	<p>堆肥の散布作業に係る事業堆肥施用量の計数管理のためのトラックスケールのレンタル費は補助の対象となるか。</p>	<p>堆肥の散布量を適正化するためにトラックスケールが必要な場合は、そのレンタル費用は対象となります。</p>
106	営農再開支援事業	除染後農地の地力回復支援	<p>堆肥施用の実施年度、「2年間」は、間をあけても可能か。</p>	<p>隔年施用は不可とします。間隔をあげずに2年間の連続施用をお願いします。</p>
107	営農再開支援事業	除染後農地の地力回復支援	<p>土壌の分析費とあるが、例えば客土材の分析経費については具体的にどのように計上すればよいのか。</p>	<p>客土材として使用した山土等について、各市町村において採掘した山林が複数箇所あった場合、採掘した山林ごとに1種類とし、各5点まで分析することが出来ます。</p>
108	営農再開支援事業	除染後農地の地力回復支援	<p>村内2箇所に設置している堆肥の仮置き場をストックヤードとして活用することとしているが、堆肥散布機によりストックヤードから散布ほ場に堆肥を運搬する一般的な方法では非効率であるため、ワンウェイのフレコンバックを活用し、散布ほ場への堆肥運搬はトラックで行いたい。この場合のフレコンバックと充填用の機材は補助の対象となるか。</p>	<p>堆肥の散布作業を効率的に実施するために必要なフレコンバックの調達費用及び充填用器材のレンタル費用は、合理的な範囲で堆肥の運搬に係る経費として構いません。</p>
109	営農再開支援事業	除染後農地の地力回復支援	<p>他市町村から堆肥を運ぶとなると、小型ダンプでは、効率が悪い。大型ダンプを利用すると、復興工事等の需要からレンタルによる大型ダンプの確保が困難な状況にある。通常の大型トラックによる輸送も想定し、フレコンバックによる運搬も対応して欲しい。</p>	<p>上記回答のとおり対象とします。</p>
110	営農再開支援事業	地域営農再開ビジョン策定支援	<p>避難地域を有する市町村で営農再開支援事業の地域営農再開ビジョンの策定支援を実施したいが、まず避難地域を除いたの地域ビジョンを作成し、次に避難地域のビジョン作成する場合に本事業は該当になるか。</p>	<p>避難指示等区域を含まない場合は対象外となります。</p>
111	営農再開支援事業	地域営農再開ビジョン策定支援	<p>本事業により地域計画が策定できた場合は、地域計画としてカウントすることは可能か。</p>	<p>地域計画を策定することを目的として、本事業(地域営農再開ビジョン策定支援)を活用することはできません。</p>

112	営農再開支援事業	地域営農再開ビジョン策定支援	避難地域を有する市町村では、必ず地域営農再開ビジョンを策定しなければならないのか。また、地域営農再開ビジョンを策定するメリットは何か。	<p>営農再開に当たっては、農地の利用や水管理等地域的なまとまりを持って取組を行うことが重要であることから、まずは、地域農業の将来像を考えて頂くことが必要であり、その具体的な内容をまとめた地域営農再開ビジョンの策定が重要と考えております。</p> <p>地域営農再開ビジョンの策定にあたっては、地域の中心となる担い手やそれ以外の農業者のリスト、地域農業の生産計画、今後の地域農業のあり方、営農再開に向けた実施計画について取りまとめることが望ましいと考えており、地域営農再開ビジョンを取りまとめることで、地域農業の未来の設計図となる「地域計画」へのスムーズな移行が可能となり、地域農業の再開・振興が図られるものと考えています。</p> <p>なお、既に地域計画に基づいて地域農業の再開・復興を図っている地域においては、地域営農再開ビジョンは、必ず策定しなければならないものではありません。</p>
113	営農再開支援事業	地域営農再開ビジョン策定支援	地域営農再開ビジョンを策定・見直しするために必要な人員が不足している。地域営農再開ビジョンの策定を外部委託することは可能か。	<p>当該事業では、地域営農再開ビジョンの策定・見直しに必要なアンケートや各種調査等を外部に委託することは可能です。しかしながら、地域営農再開ビジョンの策定に当たっては、実現性の高い計画とするには、地域における話し合いや専門家の意見等を通じて、今後の担い手や生産品目等について計画を立てていくため、地域の現状や農業者等を熟知した市町村が主体となって策定することが望ましいと考えています。</p> <p>なお、地域営農再開ビジョン策定に係る事務員の賃金等については、当該事業の補助対象としています。また、福島相双復興官民合同チーム等と連携して、地域営農再開ビジョンの策定に向けた人的な支援も実施していきます。</p>
114	営農再開支援事業	地域営農再開ビジョン策定支援	当該事業年度内に地域営農再開ビジョンを策定・見直しできなかった場合、研修や調査等に要した経費の補助金は返還しなければならないか。	<p>避難地域においては、除染や各種復旧工事等の進捗、避難指示の解除時期など、営農再開に向けた状況がそれぞれ異なり、また、今後の見通しが不確定な市町村もあることから、一律のスケジュールで地域営農再開ビジョンを策定・見直しすることは難しいと考えています。このことから、当該事業は地域営農再開ビジョンの策定・見直しを進めるに当たり、各市町村の実情を踏まえ取組む農業者の意向把握や各種調査、集落等での話し合い、ビジョンの検討や周知、営農再開に向けた研修会等の実践を支援するものであり、複数年にわたってビジョンの策定を実施することが可能です。</p>
115	営農再開支援事業	地域営農再開ビジョン策定支援	地域計画が策定されている同一集落において、地域営農再開ビジョンを策定する場合、本事業を活用することは可能か。	<p>既に作成されている地域計画の見直しを目的に本事業を活用することは出来ません。しかしながら、地域計画に定める項目以外に営農再開を推進する上で、必要な課題に対応する事業（要綱に記載のある補助対象事業）を実施する場合、本事業を活用することは可能です。</p>
116	営農再開支援事業	地域営農再開ビジョン策定支援	前年度に本事業を活用した同一地域において、当該年度においても、本事業を活用することは可能か。	<p>前年度に事業を実施した地域においても、地域営農再開ビジョンの策定に至らなかった場合や策定したビジョンの見直し等を行う場合は、同一地域において当該年度も、本事業を活用することは可能です。</p>
117	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	本年産は農作物の作付を行わない農地について、放射性物質の吸収抑制対策としてカリ肥料等を散布した場合は、本事業の対象となるか。	<p>放射性物質の吸収抑制対策は、生産される農作物中に含まれる放射性セシウムの低減を目的としていることから、基本的に、当該年度において吸収抑制対策の対象となる農作物の作付けが行われることが必要です。</p>
118	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	事業実施地区において、本事業を活用して塩化カリ20kgの施用が必要であると県から指導された場合、通常施用のカリ肥料は不要となるのか。	<p>農地土壌中の交換性カリ含量を吸収抑制効果に十分な量とするため、通常施用分とは別に、追加して施用する分を支援対象としているところです。このため、通常施用のカリ肥料は施用することが必要となります。</p>
119	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	土壌分析に基づく、土壌中交換性カリ濃度が高い場合は塩化カリ施用量が制限されるため散布しづらい。ケイ酸カリで代用してもかまわないか。	<p>貴見のとおりです。要綱に記載のとおり、吸収抑制資材としては加里質肥料（塩化加里、硫酸加里、ケイ酸加里等単肥に限る。）の施用が認められます。</p> <p>なお、吸収抑制資材としてのカリ肥料については、平成24年度の試験研究結果から、水溶性である塩化カリの吸収抑制効果が最も高いと考えられていることに留意してください。</p>
120	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	吸収抑制対策の実施に伴う散布経費の扱いはどうなるのか。	<p>吸収抑制資材の散布経費は本事業の対象となりません。</p>
121	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	本事業では単肥が対象ということだが、リン酸等肥料成分やその他成分が微量でも配合されていたら資材の支援対象とはならないのか。	<p>カリウムを主成分とし、その成分量がケイ酸加里肥料と同程度含まれる肥料であって、リンや窒素の成分量がカリウムに比べて少量（主成分であるカリウムの概ね1/10以下）であるものについては、本事業の目的に沿った資材として、対象とみなすこととします。</p> <p>また、均質に混合された肥料が必要となる側条施肥など、混合済みの肥料を調達せざるを得ない場合は、当該肥料に占める吸収抑制対策としてのカリ相当分を支援対象とすることができます。</p>

122	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	有機栽培の認証対象となる加里単肥が流通していない場合、有機栽培で認証される草木灰肥料等を事業対象としてよいか。また、有機JAS認定を取得しない農業者が有機栽培を行う際も同様に事業対象となるか。	<p>1. 一般的に使用される塩化カリは有機栽培で使用できません、</p> <p>① 海水からの製塩行程で生じるにがりや乾燥させたカリ肥料（水溶性カリ成分割合40～60%）</p> <p>② 蔗糖蜜を原料とした副産カリ肥料（水溶性カリ成分割合29～33%）</p> <p>③ パームアッシュ（パームやしを焼いた灰）（水溶性カリ成分割合25%程度）</p> <p>は有機栽培で使用することが可能であるとともに、流通していることを確認しています。実際に使用される際は使用予定のカリ肥料について、有機JAS認定機関にあらかじめ確認して下さい。</p> <p>なお、副産カリ肥料やパームアッシュは、吸収抑制対策に効果の高い水溶性カリ成分割合が一般的に使用される塩化カリより低いため、使用に当たっては水溶性カリ成分量から適切な施用量を算出するよう留意願います。また、一般の草木灰や蔗糖蜜を濃縮し液肥にした資材は、含まれる水溶性カリ成分の割合がさらに低いものが多いため、費用対効果の面を含めて資材の選定を再検討いただくようお願いいたします。</p> <p>2. 有機JAS認定を取得しない農業者であっても、有機農業により生産される農産物の生産又は販売が確認できる場合にあつては、有機JAS認定農業者と同様に有機栽培の認証対象となるカリ肥料を事業対象とすることが可能です。</p>
123	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	本対策のメニューを組み合わせて実施することは可能か。	本対策のメニューについては、複数のメニューを組み合わせて実施することを想定していません。まずは、最も必要になると考えられる対策を選定し、実施するようお願いいたします。なお、環境省所管の除染事業により実施が可能なメニューについては、除染事業を優先してください。
124	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	使用する吸収抑制資材の種類及び使用量については福島県の指導指針等に準じるとあるが、福島県の技術指針等とは何を指すのか。	<p>「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針」（福島県農林水産部）をはじめとする福島県から出された技術対策資料を示します。また、計画認定の際に、放射性物質の移行を低減する効果が科学的根拠に基づき見込まれる資材についての資料を県に提出し、県知事が判断することも可能です。</p> <p>なお、低減対策のため上乗せ施用される吸収抑制資材のみが事業対象となります。</p>
125	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	JAが事業実施主体となって本事業に取り組む場合、吸収抑制資材を同じ農協の資材販売部を通じて調達することは可能か。	<p>JAが事業実施主体となる場合、事業の適正な執行の観点から、資材の調達先となり得るJAの資材部門とは独立して事業執行の判断を行う体制が確保されていることが必要です。また、資材の調達先や価格の決定は競争入札や見積もりあわせ等の方法で、透明性を確保しつつ、受益農家に有利な選択を行う必要があります。こうした公正な手続を行うことを前提に、JAの資材部門を調達先の候補とすることは可能です。</p> <p>なお、この場合、資材部門から調達した資材については、事業実施主体であるJAから受益者（事業参加者）である生産者に対し、「販売」ではなく、「配布」する形になることにご留意下さい。（生産者個々の判断で各々に購入する場合は、共同の取組には該当しません。）</p>
126	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域は、本事業の対象とならないのか。	<p>放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境への汚染への対処に関する特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく除染実施計画の対象となる区域となることから、まず、農地を含めた地域全体での除染を検討して下さい。ただし、除染実施計画の対象となる区域に指定されている場合であっても、以下の場合は、吸収抑制対策の対象地域になります。</p> <p>①除染実施計画に基づいた除染等を実施した場合：除染後の農用地を対象として吸収抑制対策の実施を要望する場合は、除染後の状態で改めて吸収抑制対策の必要性の検討を行って下さい。</p> <p>②市町村が除染を行う必要がないと判断した場合：作業者の安全確保等放射線量の低減対策を行わないことにより生じる問題等も考慮した上で、何らかの事情により除染を行う必要がないと市町村が判断した場合には、理由等を整理していただいた上で吸収抑制対策を実施することも可能です。</p> <p>③除染実施計画に位置づけられたが当面の間除染を行うことが困難な場合：当面の間除染を行うことができない理由について市町村が整理して下さい。</p> <p>④国が提示した方針等に基づいて対策を行う場合：「米の作付制限等の対象地域」に定められた全量生産出荷管理地域及び全戸生産出荷管理地域については、吸収抑制対策の対象地域です。</p>

127	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	食品衛生法等で定める基準値（1kg当たり、食品・牧草100ベクレル、牛乳50ベクレル）を超える恐れがあると県知事が認める場合の判断基準は何か。	対象作物が食品衛生法上の基準値を超える恐れがあるかどうかについては、土壌や地形等の様々な条件等を勘案して判断する必要がありますが、例えば、 ①原子力災害対策本部から公表された「食品中の放射性物質に関する検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、事業対象品目を3検体以上検査する市町村 ②土壌中の放射性セシウム濃度が高く、事業を実施する年産において基準値を超える放射性セシウムを含む農産物が生産される恐れがあると県知事が認めた地域 ということであれば、対象とすることができます。
128	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	地域の一部から、食品衛生法等で定める基準値（1kg当たり、食品・牧草100ベクレル、牛乳50ベクレル）を超過した農作物が検出された場合、地域全体を対象とすることは可能か。	基準値を超過した農作物の検出が認められたのが一部の地域であった場合、基本的には当該地域のみが対象となりますが、地域としては、同一品目で、同じような栽培形態、土壌条件、肥培条件で営農を行う一定の広がりものを対象とすることが可能です。
129	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	対象とするほ場において予め行う土壌診断について、どれくらいの規模での確認が必要か。	土壌診断については、土壌条件、肥培条件等の営農条件を考慮して適切なものとして下さい。なお、特に初めて営農再開するほ場等にあつては、営農再開までにカリが溶脱し、カリ濃度が低くなっている可能性があることから、吸収抑制対策については、土壌診断結果を踏まえ実施することが望ましいと考えます。 また、土壌診断を予め行うことが難しい場合は、過去の土壌診断の結果、カリの溶脱の可能性、堆肥の施用、稲わらのすき込み等を踏まえて県の技術指針等によることとします。
130	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	「市町村ごと、事業対象作物ごとに、事業実施年度の前年における放射性セシウムのモニタリング調査結果等が不検出であった場合」の「モニタリング調査結果等」については、何を指すのか。	県が行う農林水産物に係る緊急時モニタリングや、米の全量全袋検査等信頼のおける分析機関が実施した調査結果が該当します。
131	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	前年のモニタリング調査結果等で、市町村において放射性セシウムが検出されていない作物で本事業に取り組む場合、対策を実施しないほ場を設けるが、生産物の買い上げ等の費用は本事業の対象となるか。	必要最小限の規模で実施する、対策を実施しないほ場を設けるための設置費用・分析費等については、本事業の「放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備」で対象となります。また、対策を実施しないほ場における生産物から基準値を超える放射性物質が検出された場合には、東京電力の賠償対象となるため、生産物の買い上げ費用は事業の対象となりません。ただし、避難区域等や過去に基準値超過が発生した市町村など、基準値超過の潜在的なリスクがあると認められる地域では、対策を実施せず、かつ、出荷を前提としない必要最小限のほ場を設ける場合に限り、生産物の買い上げ費用等を事業対象とすることができます。
132	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	原子力発電所事故に関する政府が行う方針又は指示に基づき、吸収抑制対策として特別な対応が必要とされる地域とは具体的にどの地域を指すのか。	「米の作付制限等の対象地域」における全量生産出荷管理地域及び全戸生産出荷管理地域では、作付を行うために必要な取組として、作付前の吸収抑制対策等の実施を行うことが位置づけられているところであり、当該地域は特別な対応が必要とされる地域に該当します。 また、平成28年12月20日に閣議決定された「原子力災害から福島復興の加速のための基本指針」において、福島県の営農再開に向けて、放射性物質対策を支援していくことと明記されており、今後、営農再開を進める避難区域等では、特別な対応が必要とされる地域に該当します。 今後、新たに政府の方針又は指示が示された場合には、対象地域が変動することがあり得ます。
133	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	事務費を本事業の対象としてよいか。	事務費のうち吸収抑制対策を効果的に実施するための訪問指導及び現地確認等の実施体制整備に係る旅費、賃金、備品費、消耗品費等については、本事業の「放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備」で対象となります。
134	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	吸収抑制資材の配送料は事業対象としてよいか。	事業実施主体と販売業者との契約により、販売業者が事業実施主体の指示する納品場所への配送する場合は配送料も資材費に含まれます（各農家庭先を納品場所とした場合も含まれます。）。なお、事業実施主体が納品後の資材を農家庭先等へ配送する経費は本事業の対象とはなりません。
135	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	カリ肥料を散布する場合には、予め土壌診断等を行い、対象ほ場の土壌中の交換性カリウム濃度を測定することが必要となっているが、この土壌診断は補助対象となるのか。	吸収抑制対策のためカリウムの施肥量を算出するために行う土壌診断については、本事業の「放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備」で必要な土壌診断を実施することができます。
136	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	牧草地において吸収抑制対策（カリ質肥料施用）の対象となるのはどのようなところか。	対象となる牧草地は、除染を実施した牧草地であり、かつ、土壌中の放射性セシウム濃度や試験研究の成果等を考慮し、放射性セシウムの暫定許容値を超過する恐れがあると考える地域で、県知事が認めたものが対象となります。
137	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	大豆の吸収抑制対策として土壌中のpH調整剤としての苦土石灰を対象とすることは可能か。	大豆栽培において、土壌中のpHを6.0～6.5に矯正することは通常営農にて行われていることであり、吸収抑制対策としての効果は不十分であることが判明したため、苦土石灰は対象外となります。

138	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	採択要件に示されている吸収抑制対策を実施しない場合の設置による効果の検証については、果樹改植の場合は必須ではないと考えてよいか。	果樹の改植や茶の剪定、牧草の品目・品種転換など、同一は場で継続して事業を実施することが想定されない取組の場合は、必須ではありません。
139	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	作付することを前提に吸収抑制対策としてカリ肥料を散布したものの、濁水等の自然災害等で結果的に栽培を断念せざるを得なくなった場合、カリ肥料は「放射性物質の吸収抑制対策」の補助の対象となるのか。	作付を目的として吸収抑制対策を実施したものの、自然災害等により栽培を断念するなど農業者の責任に帰すことができない場合は、補助の対象として構いません。
140	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	作付することを前提に吸収抑制対策としてカリ肥料を散布したものの、濁水等の自然災害等で結果的に栽培を断念せざるを得なくなった場合、カリ肥料の散布経費は東電賠償として請求して良いか。	散布経費が東電賠償の対象となるかどうかについては、東京電力に事情を説明し、了解を得て下さい。
141	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	作付の意思を持ち、吸収抑制対策を実施したが、周辺のほ場で作付を自粛したことにより、水路の通水が困難となり作付を断念した場合は、作付自粛と同様の取扱いで良いか。	作付を目的として吸収抑制対策を実施したものの、農業者の責任に帰さない理由により作付を断念せざるを得ない場合は、当該経費は「放射性物質の吸収抑制対策」の対象として構いません。
142	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	樹園地で周辺が宅地化し、農振農用地から外れた場合、当該樹園地の果樹の改植は可能か。	果樹の改植に限らず、吸収抑制対策を実施するに当たっては、農振農用地以外の農地についても農振農用地と同様に放射性セシウムの影響があると考えられることから、農振地域であるか否かに関わらず、対策が必要なほ場については補助の対象になります。
143	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	借りた農地で麦の吸収抑制対策として、カリ肥料を散布し播種をしたものの、その後地権者から農地を返してほしいという意向があつて、農地を返した場合、農業者の責任に帰さないものとして、吸収抑制対策の補助対象として構わないか。	農地を返還した①当該農業者は、吸収抑制資材としてのカリ肥料の施用及び播種までに行っていること及び②農地を返還したことにより、吸収抑制対策の対象となった作物の収穫ができないことは、当該農業者の責任に帰せないことから、補助金の返還は要しません。
144	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	交付等要綱の採択要件に基づき、事業実施年度の前年における事業対象作物の放射性セシウムモニタリング調査結果が不検出であったため、吸収抑制対策を実施するほ場とは別に吸収抑制対策を実施しない実証ほを設けたが、当該実証ほの事業対象作物から放射性セシウムが検出されたので、翌年度も吸収抑制対策を継続実施することとした。この場合、翌年度は吸収抑制対策を実施しない実証ほを設けなくても良いか。	採択要件に基づき設置した実証ほの事業対象作物から放射性セシウムが検出された場合、翌年度も吸収抑制対策を実施することに問題はありますが、当該地区の事業対象ほ場は、既に十分な濃度の交換性カリが存在している可能性が高いと考えられることから、吸収抑制対策を実施しない実証ほは必ず設置して下さい。 なお、設置する実証ほは、必ず本年度に吸収抑制対策を実施したほ場として下さい。
145	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	交付等要綱の採択要件に基づき、吸収抑制対策を実施しない実証ほで生産された事業対象作物から放射性セシウムが検出されなかった場合の放射性物質検査の検出下限値については、特に基準が設けられていないが、検出値が極めて低い場合でも、放射性物質が検出されたとして、翌年度も本対策を継続してよいか。	放射性物質の吸収抑制対策については、生産される農産物が食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性セシウムに係る基準値を下回った場合でも、放射性セシウムが検出され公表されれば、風評被害がいつまでも続くという産地の強い懸念に対応するため、本事業については、令和8年4月1日付け福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業交付等要綱により、事業対象作物から放射性セシウムが検出されなくなるまで、吸収抑制資材の施用による放射性物質の吸収抑制対策を継続して実施できることとされたところです。 お尋ねの採択要件については、上記の措置に基づき、放射性物質の吸収抑制対策を継続して実施した場合の、本事業を終了する基準として設定されたものです。 このため、放射性物質が検出されなかった場合の放射性物質の検出下限値は、本事業を実施する県が公表を前提として実施するモニタリング調査の検出下限値（福島県で実施されている米の全量全袋検査の場合は、詳細検査の検出下限値）と同水準とすることが適切と考えます。 なお、吸収抑制資材の施用による放射性物質の吸収抑制対策は、事業対象作物による放射性セシウムの吸収を大幅に抑制する効果がありますが、事業対象作物の放射性セシウム吸収量を完全にゼロにする（皆無にする）ことは困難であることにご留意ください。
146	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	土壌中の交換性カリ濃度を測定する土壌分析はどのように実施すれば良いか。	本事業により土壌中の交換性カリ濃度を測定する土壌分析を実施する場合は、「農業分野の土壌分析が補助事業等の要件又は補助対象となっている場合の取扱いについて」（平成26年2月26日付け25生産第3105号、25生産第3106号、25生産第3107号、25生産第3108号、25生産第3109号、25生産第3110号、25生産第2004号及び25生産第2005号農林水産省生産局総務課長、農産部穀物課長、園芸作物課長、地域作物課長、技術普及課長及び農業環境対策課長並びに畜産部畜産企画課長及び畜産振興課長通知）により、計量法（平成4年法律第51号）との整合を図るものとする。

147	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	牧草の吸収抑制対策として、カリを通常の施肥量より増肥しているが、カリなどのミネラルが多い牧草を給与する場合、牧草のカリ成分等を分析して給与しなければならないとされている。この牧草の分析経費を対象として良いか。	牧草に対するカリの増肥については、「永年生牧草地の除染に当たっての留意事項について」（平成28年6月28日付け28生畜第476号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）の記の6に基づき、「牧草地にカリウムを多く投入すると放射性セシウムの吸収抑制対策となる一方、牧草中のカリウム濃度は上昇する傾向にある。除染後の牧草を牛に給与する場合、牛の体内でのカルシウム等の吸収を阻害し、カルシウムやマグネシウムが欠乏し、周産期病（ダウナー症候群、乳熱等）やグラスステタニーの原因となる可能性があることから、可能な限り牧草のカリウム等のミネラル濃度を確認の上、給与量の調整に留意すること。」とされているところ。したがって、放射性物質の吸収抑制対策に当たってはほ場ごとに牧草のカリ成分等の分析を実施した上で、給与量の指導を適切に行う体制を整備することは適当であることから、本事業の「放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備」において同分析を実施することは、差し支えないものと考えます。
148	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	交付等要綱に定める採択要件に基づき、吸収抑制対策から除外された市町村・作物であっても、原発事故後初めて吸収抑制対策が必要な作物を作付ける場合は、当該ほ場を補助の対象としてよいか。	原発事故後に吸収抑制対策を実施したことがないほ場で、吸収抑制対策が必要な作物を初めて作付する場合であって、かつ、食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性セシウムに係る基準値（一般食品の場合は100ベクレル/kg）を超えた若しくは超える恐れがあると県が判断した場合は、補助の対象として構いません。
149	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	除染を実施した牧草地で、放射性物質の吸収抑制対策（低吸収性品目・品種等への転換）の取組は実施できるか。	除染が終了した牧草地のうち、モニタリング等の結果が暫定許容値を超過した牧草地で、以下の全てに該当するものは対象となります。 ① 超過要因調査の結果、土壌の混和状況が十分でないことが原因と判明したほ場 ② 本対策の実施により、次期作において暫定許容値を超過しないと見込まれること。
150	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	品目・品種転換を実施した永年生牧草地については、その後の維持管理に制約があるのか。	事業実施後5年以上永年生牧草地として適切な管理に努めるものとし、ただし、適切な管理利用がなされているにもかかわらず、気象条件等やむを得ない事由がある場合はその限りではありません。
151	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	交付等要綱のただし書きに基づき設置される吸収抑制対策を実施しないほ場を用いて行う検証試験において、吸収抑制対策を実施するほ場を対照ほ場として設置する場合の設置費用は、補助の対象となるか。	補助の対象外です。
152	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	交付等要綱に定める採択要件では、「市町村ごと」となっているが、避難指示区域を有する市町村では、同じ市町村内でも避難指示区域とそれ以外の区域では農作物の作付再開時期がそれぞれ違うなど吸収抑制対策の実施状況に違いがある。このような場合でも市町村ごとに一律の対応しかならないか。	同一市町村内でも、避難指示区域とそれ以外の区域については、本要件を分けて適用し、運用しても構いません。 また、避難指示区域内では避難指示解除時期別に区域分けして本要件を適用し、運用しても構いません。
153	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	モニタリング調査等の検出下限値は、実際の分析時間の違い等により異なることから、同じ放射性セシウムを含む農作物であっても検出されたり検出されなかったりする場合がある。 この場合、交付等要綱に定める採択要件における「モニタリング調査等において放射性セシウムが検出されなかった場合」の取り扱いいかん。	モニタリング調査等の検出下限値については、その値が厚生労働省通知（平成24年3月15日付け食安発0315第4号「食品中の放射性物質の試験法について」及び平成24年3月1日「食品中の放射性セシウムスクリーニング法の一部改正について」）で定められた水準（Cs134とCs137の検出下限値の合計値がそれぞれ20Bq/kg以下、25Bq/kg以下）の範囲内であれば、カリ施用による放射性物質の吸収抑制対策を終了できる条件となっているかどうかの目安として活用可能と考えています。 このため、モニタリング調査等において放射性セシウムが検出された場合であっても、その値が、県ごと、年度（当該年度の1月まで）ごとに当該品目の測定時に得られた検出下限値（Cs134とCs137の検出下限値の合計値）の最高値を下回っているかどうかで当該条件を判断することが妥当と考えます。また、Cs137のみで検出がみられた場合については、Cs137のみの検出値をもって放射性セシウムの検査結果とされていることから、その値が、県ごと、年度（当該年度の1月まで）ごとに当該品目の測定時に得られたCs137の検出下限値の最高値を下回っているかどうかで当該条件を判断することとします。 なお、採択要件に基づき設置した吸収抑制対策を実施しないほ場において放射性セシウムが検出された場合についても、モニタリング調査等と同様に判断するものとし、その判断の際に用いる検出下限値は、モニタリング調査等の検出下限値の最高値とします。
154	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	吸収抑制対策として、カリ散布を行ったが、その後作付自粛となった場合、保安全管理を行うこととなるが、この場合は、吸収抑制資材代は返還となるのか。	作付再開を目的として実施する吸収抑制資材の施用と作付再開を行わないことを前提とする農地の保安全管理を同一ほ場で行うことはできません。 ただし、作付を目的として吸収抑制対策を実施したものの、農業者の責任に帰さない理由により作付を断念せざるを得ない場合は、実施時点においては事業目的に沿った適正な経費だったと整理できることから、返還は不要であると考えます。

155	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	本事業を活用し対策を行っている区域で生産された米と交付等要綱別記2の10の4採択要件(5)により本対策の対象から除外された区域で生産された米を同一のCEに搬入する場合、ビンを分ける必要があるか。	両区域内で放射性物質検査(米の全量全袋検査、米の緊急時モニタリング調査)の検査体制が同一である場合は、玄米を分けて保管する必要はないと考えます。 なお、全量全袋検査の対象地域とモニタリング検査の対象地域が混在している場合及び今後混在する可能性がある場合には、検査体制の違いに応じて管理を区分することが必要となる場面も想定されますので、将来の運用を見据えて、現時点からビンを分けて保管しておくことも一つの対応として考えられます。
156	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	交付等要綱別記2の10の4採択要件(5)について、事業効果検証を継続してきたが、土壌中交換性カリウムの量が吸収抑制対策の基準を上回り、対象区域全体で放射性セシウムの吸収抑制対策を実施していない場合でも、吸収抑制対策を実施するほ場を3箇所以上設けなくてはならないのか。	当該区域では、吸収抑制対策を実施していないことから対照ほ場を設定する前提が成立しないため、吸収抑制対策を実施しないほ場のみを設置し、その結果を持ってカリ卒の可否を判断することが可能です。 なお、吸収抑制対策を実施する必要がないと判断した根拠データを求める場合があります。
157	営農再開支援事業	放射性物質の吸収抑制対策	甘藷等の園芸品目においても、基準値を超えるおそれがある場合には、カリ資材等の資材費は補助対象になるか。	食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性セシウムに係る基準値(一般食品の場合は100ベクレル/kg)を超えた若しくは超える恐れがあり、かつ、放射性物質の移行を低減する効果が科学的根拠に基づき見込まれる資材であると県知事が判断する場合、補助の対象として構いません。
158	営農再開支援事業	特認事業 (営農再開に向けた復興組合支援)	J Aが除染後農地の保全管理の事業実施主体となり、保全管理作業を地権者である農家の組織や個人へ作業請負等により実施する場合、J Aの事務経費については、特認事業の「営農再開に向けた復興組合支援」で実施可能か。 また、当該事務費に上限はあるか。	特認事業の「営農再開に向けた復興組合支援」を活用することが可能です。 なお、その際の事務費に上限はありませんが、補助の対象となる費用については、J Aが通常行う事務経費と明確に区分することが必要です。
159	営農再開支援事業	特認事業 (営農再開に向けた復興組合支援)	Q & A 158において「J Aが除染後農地の保全管理の事業実施主体となり、保全管理作業を地権者である農家の組織や個人へ作業請負等により実施する場合、J Aの事務経費については、特認事業の「営農再開に向けた復興組合支援」で実施することは可能かとの問いに対して、活用することが可能であり、通常行う事務経費と明確に区分することが必要とされている。 J Aが事業実施主体となり除染後農地等の保全管理を実施する場合、J A正規職員の人件費のうち、当該事業に従事した分については、「営農再開に向けた復興組合支援」の経費として認められるとの理解でよいか。	人件費が補助対象として認められている補助事業等における、補助事業等に要する人件費とは、補助事業等に直接従事する者の直接作業時間に対する賃金等をいい、その算定に当たっては、原則として「人件費=時間単価×直接作業時間数」の構成要素ごとに計算する必要があります。 このため、J A正規職員が当該事業に従事した直接作業時間数分については、補助の対象となりますが、直接作業時間の算定に当たっては、実際に事業に従事したことを証する業務日誌(具体的な従事内容及び従事時間が確認できるもので、かつ、他の業務との重複がないことについても確認できるよう作成されたもの)が必要となります。 なお、具体的には「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)を参考にしてください。
160	営農再開支援事業	特認事業 (営農再開に向けた復興組合支援)	復興組合において、「除染後農地等の保全管理」を行うに当たり、実施計画等を作成するために避難者の意向調査をすることを考える(交付決定後)。 「営農再開に向けた復興組合支援」は、「除染後農地等の保全管理」の実施に必要な経費が補助対象であるが、実施にあたって行った上記避難者の意向調査に要した経費は、「営農再開に向けた復興組合支援」の補助対象となる経費に含めてよろしいか。	「除染後農地等の保全管理」の対象となる農地を確定するための調査費用については、本事業の対象となります。
161	営農再開支援事業	特認事業 (営農再開に向けた復興組合支援)	復興組合が避難指示区域内の農地において「除染後農地等の保全管理」や「避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援」などに取り組むための通作等の経費は本事業の対象となるか。	復興組合の作業員が避難指示区域から避難している農家で構成されており、管理等の対象農地に避難先から通うことが必要な場合などで、事業に取り組むに当たり必要不可欠な経費であれば、事業に取り組む区域に避難が指示されている期間中に限り本事業の対象となります。なお、通作等の経費の算定にあたっては、車の乗り合いによる通作を励行するなど経費の削減に留意して下さい。
162	営農再開支援事業	特認事業 (営農再開に向けた復興組合支援)	J Aが「水稻の作付再開支援」の事業実施主体として、農家への関係書類の配布及び申込書の回収に係る作業について、J Aの各支部長(農業者)へ依頼することとしているが、通常の支部長の職務外と考える。 当該作業負担に伴い発生する経費(人件費、交通費等)を支払いたいが、水稻の作付再開支援の対象経費となるか。	特認事業の「営農再開に向けた復興組合支援」を活用することが可能です。 ※Q & Aの158、159もご参照ください。
163	営農再開支援事業	特認事業 (営農再開に向けた復興組合支援)	「水稻の作付再開支援」にかかる作業の確認のため、作業者以外に写真撮影等を依頼する場合、現地確認者への賃金及び確認に要する費用(消耗品、交通費、写真用紙代、メモリーカード代等)は特認事業の営農再開に向けた復興組合支援の事務費の対象となるか。	事業実施主体が、農業者の出役管理や賃金支払いのために「水稻の作付再開支援」に係る作業の確認を行う場合については、当該確認作業に要する費用は、「営農再開に向けた復興組合支援」の対象となります。 なお、本事業が適切に実行されたことを市町村が確認するための人件費等は、福島県営農再開支援事業の「事務費」の補助対象となります。

164	営農再開支援事業	特認事業 (営農再開に向けた復興組合支援)	避難指示解除後に実施する保全管理や管理耕作の通作経費は当該事業の対象経費となるか？	農業者の帰還を促進する観点から、避難指示解除後の通作経費は、特認事業「営農再開に向けた復興組合支援」の事業メニューの対象経費としておりません。 ただし、避難指示解除後も電気・ガスや上下水道などのインフラ整備や住居の再建、例えば市町村内に医療施設や幼・保小中学校等がないなど、居住環境が整っていないことを理由にやむを得ず通作する必要があると県が認めた場合に限り、避難指示解除後3か年(当該年を含む)を上限に当該事業の対象経費として差し支えありません。
165	営農再開支援事業	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち畦畔等の修復)	「除染後農地の保全管理」と「特認事業の稲作生産環境再生対策(畦畔等の修復)」は、両方の事業の採択要件に合致していれば同一の水田で実施することはできるか。	「除染後農地の保全管理」と「特認事業の稲作生産環境再生対策(畦畔等の修復)」のメニューは補助の目的が異なるため、同一の水田で実施することが可能です。 ただし、各事業の支援対象となる取組は明確に区分できるものとし、重複して支援を受けることがないように留意してください。
166	営農再開支援事業	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち畦畔等の修復)	営農再開予定年度が翌々年度以降であっても、農業者の営農再開意欲持続のため、本事業で畦畔等の修復を行うことができないか。	営農再開までの間に獣害により畦畔が損傷されれば、再度補修が必要となることから、新たに作付が再開される水田又は作付再開して間もない水田での畦畔修復を対象としています。 なお、農地の保全管理と同時に実施される畦畔等の修復については「除染後農地の保全管理」、「特認事業(担い手への農地集積に向けた準備への支援)」の対象としていますので、活用をご検討ください。
167	営農再開支援事業	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち畦畔等の修復)	生産を中止している期間に水田の法面に大型の雑草が繁茂し、漏水するようになってしまった。このような場合、雑草の除去と漏水箇所の修復作業にかかる経費は、「特認事業の稲作生産環境再生対策(畦畔等の修復)」のメニューの支援対象となるか。	「特認事業の稲作生産環境再生対策(畦畔等の修復)」のメニューについては、作付を再開する水田を対象に「獣害により損傷を受けた畦畔等の修復を支援」するものであり、問い合わせの内容については支援対象にはなりません。 水田の畦畔や法面の除草については、「除染後農地の保全管理」、「特認事業(担い手への農地集積に向けた準備への支援)」のメニューによる補助金の範囲内で実施していただくこととしています。
168	営農再開支援事業	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち畦畔等の修復)	農業者等が、自らが実施できない修復作業の一部を外部に依頼することは可能か。	本事業は、農業者等が自らが行う畦畔等の修繕に対し助成する事業ですが、重機の操作など農業者自らが実施できない作業の一部を外部に依頼することも可能とし、その経費も助成対象とすることができます。
169	営農再開支援事業	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち畦畔等の修復)	農業者等が、保有する機械等を用いて自ら畦畔等の修復をした場合、農業者等の賃金相当分は助成対象となるか。	対象となりません。
170	営農再開支援事業	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち畦畔等の修復)	本事業で農業用排水路の修復は可能か。	農業用排水路の多くは、地域で共同管理されるものであり、農業者等が個人で修復するものではありません。また、多面的機能支払交付金や中山間直接支払制度により保全管理が行われていることが多いことから、原則対象としません。
171	営農再開支援事業	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち畦畔等の修復)	事業費の上限額はどのように積算するのか。	本地面積を用いて積算します。
172	営農再開支援事業	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち畦畔等の修復)	2筆にまたがる畦畔の場合の事業費の上限額はどのように積算するのか。	2筆の本地面積の合計を用いて積算します。
173	営農再開支援事業	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち畦畔等の修復)	補助対象経費には、事業主体が、農業者等への助成に係る経費(振込手数料、コピー代等)も対象となるか。	振込手数料については、農業者等へ助成するために必要な経費であるので、補助対象です。コピー代等については、農業者等へ助成するために要した経費として明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものであれば、対象とすることができます。
174	営農再開支援事業	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち作付再開水田の雑草等防除)	水稻の作付再開を行う予定であるが、生産の中止期間に雑草の種子が大量に蓄積されたため、雑草防除回数を通常年より増やす必要がある。支援策はないのか。	特認事業の「稲作生産環境再生対策」を活用することが可能ですが、助成の対象となるのは、作付を再開した年度から連続する3事業年度において、通常年に比べ追加的に必要となる雑草や病害虫の防除等に要する経費のみです。
175	営農再開支援事業	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち作付再開水田の雑草等防除)	「営農再開に向けた作付実証」で実証栽培を実施した水田において、翌年「作付再開水田の雑草対策」の支援を受けることは可能か。	実証栽培は、作付再開に先立って肥培管理の手法等を検証することを目的に実施するものです。このため、実証栽培を実施した年の翌年に「作付再開水田の雑草対策」の支援を受けることは可能です。

176	営農再開支援事業	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち作付再開水田の雑草等防除)	補助対象経費には、事業主体が、農業者等への助成に係る経費(振込手数料、コピー代等)も対象となるか。	振込手数料については、農業者等へ助成するために必要な経費であるので、補助対象となります。 コピー代等については、農業者等へ助成するために要した経費として明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものであれば、対象とすることができます。
177	営農再開支援事業	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち作付再開水田の雑草等防除)	追加的な防除であることをどのように判断するか。	水田の雑草防除については、慣行では初中期一発除草剤の1回散布による防除が主であることから、中期除草剤及び後期除草剤の散布に係るものを追加的な防除と判断します。 また、病害虫防除については、地域の慣行的な防除回数よりも増加した分を追加的な防除と判断します。
178	営農再開支援事業	特認事業 (除染後牧草の品質・生産性回復対策)	農地の土壌診断を行う際、土壌の採取はどのように行うのか。	正確な土壌診断の結果を得るためには、ほ場の地形や採取時期、採取場所等を考慮して、土壌診断を行うほ場から代表となる土壌を採取する必要があります。 特に、「除染後牧草の品質・生産性回復対策」では、除染後の土壌のpHを適正な範囲に調整するため、土壌分析の実施を必須要件としており、牧草地は1ほ場の面積が広く、傾斜や起伏などの様々な地形やほ場条件があることから、これらを考慮し、1ほ場当たり5ヶ所以上から均一に採取し混合するなど、偏りがないようにすることが必要です。 具体的な土壌採取の方法については、県にご相談ください。
179	営農再開支援事業	特認事業(集落等単位で農地を作付管理する地域への支援)	集落等の地縁的なまとまりのある地域とは。	地域ぐるみで農地や農業用水の利用調整等が行われる集落等の単位を指します。
180	営農再開支援事業	特認事業(集落等単位で農地を作付管理する地域への支援)	面積要件はあるのか。	面積に係る事業要件は設定していません。
181	営農再開支援事業	特認事業(集落等単位で農地を作付管理する地域への支援)	集落営農組織が事業実施主体の場合、経理上の要件(経理の一元化、共同販売等)はあるのか。	本事業では、経理の一元化、共同販売等を要件としていません。しかし、補助金を管理するうえで、事業実施主体の通帳等は必要です。
182	営農再開支援事業	特認事業(集落等単位で農地を作付管理する地域への支援)	管理耕作から移行の場合、本事業の対象となるか。	本事業の対象外です。 本事業は管理耕作等で取り組めない農業生産条件の不利益な農地を、帰還した農業者が相互に労力を補完し合い、集落等単位で営農再開を促進する事業です。
183	営農再開支援事業	特認事業(集落等単位で農地を作付管理する地域への支援)	自営・販売を目的として作付している農家の農地は、本事業の対象か。	本事業の実施年度以前に、既に営農が再開されている農地については、本事業の補助対象外です。
184	営農再開支援事業	特認事業(集落等単位で農地を作付管理する地域への支援)	帰還しない人、高齢者(帰還して営農が出来ない)、他産業従事者の農地は本事業の対象か。	本事業の実施年度以降に、販売を目的として作付される農地であり、集落で作成する利用計画に位置付けられた農地であれば、農業者の帰還や労働力の有無に関わらず、本事業の補助対象です。
185	営農再開支援事業	特認事業(集落等単位で農地を作付管理する地域への支援)	帰還して一部営農を再開した農家の作付再開していない農地は本事業の対象か。	本事業の補助対象です。
186	営農再開支援事業	特認事業(集落等単位で農地を作付管理する地域への支援)	管理耕作は、農業者の帰還や農地の利用調整などが完了するまでの間、作業受委託組織等が一時的に農地の管理耕作を受託する取組だが、ある農業者の一部の農地で管理耕作が実施されており、新たに本事業により同一農業者の別の農地で作付管理を開始した場合、当該農業者の農地は営農再開が可能となったと見なし管理耕作を終了しなければならないのか。	本事業による作付管理は、農業生産条件の不利益により担い手による管理耕作が困難な農地について、農業者が相互に労力を補完し合い集落等単位で管理耕作するものであり、従来の管理耕作と同様に取り扱うことが妥当と考えられることから、本事業の実施により管理耕作を終了する必要はありません。
187	営農再開支援事業	特認事業(集落等単位で農地を作付管理する地域への支援)	基盤整備事業をこれから実施する地区において本事業の対象となるのか。	本事業は担い手がない地域や条件が不利な地域において、帰還した農業者が労力を補完し合いながら集落単位で営農再開に取り組むことを目的としていることから、担い手を明確にし、担い手への農地集積を図ることを目的として基盤整備事業を実施する地区については、本事業の対象外です。
188	営農再開支援事業	特認事業(集落等単位で農地を作付管理する地域への支援)	地域(集落等)の合意を何で確認するのか。	地域の合意に基づき策定する農地等利用計画で確認します。

189	営農再開支援事業	特認事業（集落等単位で農地を作付管理する地域への支援）	農地等利用計画に基づく共同活動の具体的内容とは。	農地の利用、作付管理等、共同で実施する活動を計画に記載します。
190	営農再開支援事業	特認事業（集落等単位で農地を作付管理する地域への支援）	同一農地において複数年度、実践モデルほ場を設置することは可能か。 多年生作物や永年性生物の実践モデルほ場を設置することは可能か。	原則、単年度限りです。しかしながら、前年度までと目的の異なる内容（作物、技術等）であれば、同一農地で複数年度、実践モデルほ場を設置することは可能です。
191	営農再開支援事業	特認事業（集落等単位で農地を作付管理する地域への支援）	事業実施主体あたりのモデル実証の箇所数に制限は設けられているのか。	箇所数の制限はありませんが、モデル実証は農地等利用計画に沿って、品目や技術等を試行的に導入するものであることから、同様の内容を複数箇所で行うことは想定していません。
192	営農再開支援事業	特認事業（集落等単位で農地を作付管理する地域への支援）	作付管理の管理費の対象となる作物に制限はあるか。	もっぱら販売を目的に生産される農産物（経営内で家畜に給与する飼料作物を含む。）であれば、施設園芸を含め本事業の対象となります。しかしながら、資源作物（エネルギー作物を含む）については、販売目的であっても、本事業の対象外です。
193	営農再開支援事業	特認事業（集落等単位で農地を作付管理する地域への支援）	自家消費向けに作付けされた農地は、本事業の管理費の対象となるか。	本事業の管理費の対象農地は、もっぱら販売を目的に作付けする農地であり、販売を目的に生産された場合に係る掛かり増し経費として、管理費を設定していることから、自家消費向けに作付けされた農地については、対象外です。
194	営農再開支援事業	特認事業（集落等単位で農地を作付管理する地域への支援）	販売を目的に作付けしていた農地が、自然災害により収穫、販売できなかった場合、本事業の管理費の対象となるか。	自然災害など、事業実施主体の責任に帰さない理由により収穫、販売までに至らなかった面積については、適正に作付管理を実施していることが確認できる場合、本事業の交付対象となります。
195	営農再開支援事業	特認事業（集落等単位で農地を作付管理する地域への支援）	本事業で農業機械をリース導入する際に下限面積などの制限はあるか。	作付管理に必要な農業機械をリース導入する際の利用面積の取扱について、対象となる農地はもっぱら販売を目的とする農地（自家消費向けの農地は除く。）面積となります。なお、過剰投資や不効率な利用とならないよう、「福島県特定高性能農業機械導入計画」に記載のある機械であるときは、その利用規模下限面積をおおむね満たす必要があります。しかしながら、地域の実情に照らして、福島県知事が特に必要と認める場合には、別に利用規模の下限面積を定めることができるものとしています。また、同導入計画に掲載されていない機械については、同様に知事が審査して、適正規模等を確認することになります。
196	営農再開支援事業	特認事業（集落等単位で農地を作付管理する地域への支援）	本事業でリース導入した農業機械を保全管理や自家消費向けに作付けされた農地等で活用することは可能か。	作付管理を目的にリース導入した農業機械について、計画どおり作付管理した上で、なお、当該機械の能力に余裕がある場合には、作付管理以外の農地において利用することは可能です。
197	営農再開支援事業	特認事業（集落等単位で農地を作付管理する地域への支援）	地域営農再開ビジョン、地域計画を策定している地域において、本事業を活用することは可能か。	地域農業の将来的な展望となる地域営農再開ビジョンや地域計画と異なり、本事業の農地等利用計画については、新営農組織の具体的な活動計画であることから、本事業を活用することは可能です。一方、地域営農再開ビジョンや地域計画の策定を目的として、本事業を活用することはできません。
198	営農再開支援事業	特認事業（集落等単位で農地を作付管理する地域への支援）	営農再開に向けた作付実証を実施した農地において、本事業を活用して試行的に実践モデルほ場を設置することは可能か。	これまでに、作付実証を実施した農地であっても、目的の異なる内容（作物、技術等）であれば、同一農地で実践モデルほ場を設置することは可能です。
199	営農再開支援事業	特認事業（集落等単位で農地を作付管理する地域への支援）	原子力被災12市町村農業者支援事業を活用して、新営農組織の構成員が個別に導入した機械で、作付管理を実施することは可能か。	原子力被災12市町村農業者支援事業の事業計画に支障がない場合、構成員が農作業を受託し、個別に導入した機械を利用して作付管理を行うことは可能です。しかしながら、補助金で導入した機械の財産処分該当する可能性があるため、予め農林事務所にご相談ください。
200	営農再開支援事業	特認事業（集落等単位で農地を作付管理する地域への支援）	集落内の個々の農家が経営所得安定対策の産地交付金を受けられる場合、本事業を活用することは可能か。	個々の農家が経営所得安定対策を受ける場合でも、集落として農地を管理するのであれば、本事業の対象となります。
201	営農再開支援事業	特認事業（集落等単位で農地を作付管理する地域への支援）	事業実施主体（営農組織）の構成員が所有する農地であっても、作付管理費（18,000円/10a）の対象になるのか。	実施要領の採択要件を満たせば交付対象となります。
202	営農再開支援事業	特認事業（集落等単位で農地を作付管理する地域への支援）	同一の地域で2つ以上の組織が事業に取り組むことは可能か。	可能です。その際は、地域のエリア分けを明らかにした農地等利用計画を策定してください。

203	営農再開支援事業	特認事業（集落等単位で農地を作付管理する地域への支援）	地域（集落等）の合意を何で確認するのか。	同意の内容を書面で確認します。（対応記録等でも可）。
204	営農再開支援事業	特認事業（集落等単位で農地を作付管理する地域への支援）	実践モデルほ場で作った農産物は、販売可能か。	販売は可能です。ただし、販売して利益があった場合、差し引いた額を補助対象とします。
205	営農再開支援事業	特認事業（集落等単位で農地を作付管理する地域への支援）	実践モデルほ場の設置に係る「栽培管理費」はどのようなものを想定しているのか。	基本的には、作業者に支払う作業労賃を想定しており、他には記帳手当も対象となります。ただし、補助単価の根拠が必要です。（市町村の規定等）
206	営農再開支援事業	特認事業（集落等単位で農地を作付管理する地域への支援）	地域で実施する共同活動について、農地等利用計画に明記する必要があるか。	参考様式に項目はないため、様式の添付資料として提出してください。
207	営農再開支援事業	特認事業（集落等単位で農地を作付管理する地域への支援）	事業実施主体が、事業対象農地の作付管理の作業の一部を外部へ委託することは可能か。（委託費は補助金で充当）	可能です。
208	営農再開支援事業	特認事業（担い手への農地集積に向けた準備への支援）	地域計画や人・農地プラン、地域営農再開ビジョンが策定されていない場合は、事業に取り組むことはできないか。	地域計画や地域営農再開ビジョン等において、特定農作業受委託契約の締結、利用権の設定等による担い手への農地集積を通じた営農再開に係る具体的な計画が位置づけられた農地を対象とします。
209	営農再開支援事業	特認事業（担い手への農地集積に向けた準備への支援）	「地域計画や国交付等要綱別記2の9の事業により策定された地域営農再開ビジョン等において、…担い手への農地集積を通じた営農再開に係る具体的な計画が位置づけられた農地。」と記載されているが、地域営農再開ビジョン以外に、営農再開に係る具体的な計画を位置付けることにより事業の対象となるのはどのような場合か。	地域計画において、担い手への農地集積を通じた営農再開に係る具体的な計画が位置付けられている場合、事業の対象となります。 また、その他の補助事業や制度を活用し作成したプラン等においても、そのプランの内容や性質が地域計画、地域営農再開ビジョンに代替することができると思われる場合は、事業の対象となることがあります。
210	営農再開支援事業	特認事業（担い手への農地集積に向けた準備への支援）	「担い手への農地集積を通じた営農再開に係る具体的な計画（集積計画）」とは、どのような内容か。	最低限、地域の中心となる経営体（担い手）と当該経営体へ貸与等が予定されている農地が具体的に明らかになっていることが必要です。特定農作業受委託契約の締結や利用権の設定等の営農再開に係る具体的な計画があることを示す何らかの証拠書類により確認できる農地について、対象とすることができます。
211	営農再開支援事業	特認事業（担い手への農地集積に向けた準備への支援）	支援を受けるためには、同時に国交付等要綱別記2の9の事業の実施が必要か。	地域営農再開ビジョン等において、担い手への農地集積を通じた営農再開に係る具体的な計画が位置付けられている場合、同時に同事業を実施する必要はありません。
212	営農再開支援事業	特認事業（担い手への農地集積に向けた準備への支援）	翌年度に管理耕作を実施する予定がある農地は、担い手への農地集積に向けた具体的な計画（集積計画）に位置づけられた農地と見なすことはできるか。	農地集積に向けた具体的な計画に位置づけられた農地と見なすことができます。なお、支援の対象とするためには、地域計画や地域営農再開ビジョン等への位置付けが必要です。
213	営農再開支援事業	特認事業（担い手への農地集積に向けた準備への支援）	連坦化した団地とはどのようなものか。	畦畔で接続する2筆以上の団地、農道または水路等を挟んで隣接する2筆以上の農地、各々一隅で接続する2筆以上の農地、段状に接続する2筆以上の農地など、連続的な農作業の実施に支障が生じない農地です。
214	営農再開支援事業	特認事業（担い手への農地集積に向けた準備への支援）	利用権の設定や特定農作業受委託等により担い手が作付けし、既に営農再開している農地に隣接した農地を新たに借りた場合、営農再開した農地と新たに借りた農地を合わせて1ha（中山間地域は0.5ha）以上にすれば、新たに借りた農地は「担い手への集積が見込まれる農地」に該当するのか。	「担い手への集積が見込まれる農地」については、将来的に担い手へ農地を集積した際に、連続的な農作業の実施に支障が生じないよう団地化の要件を設けております。 このため、既に営農再開した農地（特定農作業受委託や利用権設定により担い手が作付け）と連坦している、新たに担い手へ集積する農地（営農再開前）についても、営農再開した農地と合わせて1ha（中山間地域は0.5ha）以上の面積が確保される場合は、「担い手への集積が見込まれる農地」の支援対象としても差し支えありません。 ただし、この場合の本事業の支援対象は、新たに担い手へ集積する農地（営農再開前）のみとなります。
215	営農再開支援事業	特認事業（担い手への農地集積に向けた準備への支援）	今後、ほ場整備を実施する計画がある農地は、支援の対象とすることができるか。	ほ場整備事業の検討を進める中で、集積される農地と、農地を引き受ける担い手が明確になった場合は、その内容を地域営農再開ビジョン等に位置付けることにより支援の対象となります。

216	営農再開支援事業	特認事業（担い手への農地集積に向けた準備への支援）	「同一の地域内において、同一の担い手へ集積することが見込まれる農地」とあるが、同一の地域とはどのようなものか。	各市町村が地域計画で設定する地域単位とします。
217	営農再開支援事業	特認事業（作付再開農地の均平化支援）	福島県知事が特に必要と認める場合は、事業の実施期間や実施年度の上限の規定によらず事業を実施できるとされているが、どのような場合か。	不陸が発生していることが写真等の証拠書類により確認できる場合や、不陸により栽培に支障が生じていることを県や農業協同組合等の技術指導機関が確認した場合は、福島県知事が特に必要と認める場合といえます。
218	営農再開支援事業	特認事業（作付再開農地の均平化支援）	直播等の高い均平精度を必要とする栽培方法により作付する場合は、連続する3事業年度まで事業を実施できるが、直播以外ではどのような栽培方法が該当するのか。	高濃度播種育苗移植栽培は移植時の草丈が低く、より湛水深の影響を受けやすいことから、高い均平精度を必要とする栽培方法といえます。
219	営農再開支援事業	特認事業（作付再開農地の均平化支援）	次年度に直播等の栽培方法により作付するため、3事業年度事業を実施したが、結果的に直播等の栽培方法を実施できなかった場合は、補助金の返還が必要か。	農業者は直播等の栽培方法により作付けする意思を持ち播種したものの、発芽不良、鳥害等により移植栽培に切り替えざるを得なかった場合や、災害、用水確保の遅れや地権者の意向など、農業者の責任に帰せない理由で作付を断念せざるを得なかった場合は、事業の対象となるため、返還の必要はありません。
220	営農再開支援事業	特認事業（作付再開農地の均平化支援）	同一のほ場において、年度当初の田植え前の時期に事業を実施し、秋の収穫後に、再度、均平作業を実施する場合も想定されるが、同一年度に事業を2回実施することは可能か。	ほ場毎に事業の実施回数を適切に管理できる場合は、同一年度内に事業を2回実施しても差し支えありません。ただし、同一のほ場で事業を実施できる回数は、連続する2事業年度内で2回（直播等の高い均平精度を必要とする栽培方法により作付する場合は、連続する3事業年度内で3回）までを限度とします。
221	営農再開支援事業	特認事業（作付再開農地の均平化支援）	大豆等の畑作物についても本事業を活用することは可能か。	大豆等の畑作物も対象です。
222	営農再開支援事業	特認事業（作付再開農地の均平化支援）	同一ほ場において、本事業と、水稲の作付再開支援の代掻きの取組の両方を実施することは可能か。	可能です。 ただし、各事業の支援対象となる取組は明確に区分できるものとし、重複して支援を受けることがないように留意してください。
223	営農再開支援事業	特認事業（作付再開農地の均平化支援）	心土に礫層がある場合、レーザーレベラーの作業前の耕起作業で石礫を掘り起こしてしまい、掘り起こされた石礫が作付再開の妨げとなることも想定されるが、機械・機材のレンタル費用には除礫や礫破碎の機械・機材のレンタル費用も含まれるか。	掘り起こされた石礫が作付へ支障をきたすことを防止するために必要な場合は、除礫や礫破碎の機械・機材のレンタル費用は、補助対象経費に含まれます。 なお、石礫が掘り起こされることが心配な場合は、技術指導機関等に相談し、適切な方法で耕起を行ってください。
224	営農再開支援事業	特認事業（作付再開農地の均平化支援）	同一ほ場において、本事業と、除染後農地の地力回復（大型機械による深耕（深耕と併せて均平作業を実施する場合を含む））の両方の取組を実施することは可能か。	可能です。 ただし、各事業の支援対象となる取組は明確に区分できるものとし、重複して支援を受けることがないように留意してください。
225	営農再開支援事業	特認事業（作付再開農地の均平化支援）	直播栽培等の高い均平精度を必要とする栽培方法で作付する場合は、連続する3事業年度、事業を実施できるとされているが、直播栽培等での栽培が必要なのは3事業年度目という理解でよいか。	直播等による栽培を行うまでに高い均平精度を確保することを支援するという主旨から、3事業年度目の均平作業の実施後に直播等による栽培を行うこととなります。具体的には、3事業年度目の均平作業を春先に実施する場合は当該年度、均平作業を収穫後に実施する場合は翌年度に、直播等による栽培を予定しているほ場が対象となります。
226	営農再開支援事業	特認事業（作付再開農地の均平化支援）	同一ほ場でも、本事業を活用後に、耕作者や事業実施主体が変更となった場合は、変更後の耕作者や事業実施主体が改めて事業を2事業年度実施することはできるか。	耕作者や事業実施主体が変更となった場合であっても、当該農地で事業を実施できる回数は連続する2事業年度までです。
227	原子力被災12市町村農業者支援事業		事業実施主体の「農産物の販売を目的とする農業者」とはどのような農業者か。また、その場合はどのように確認するのか。	販売を既に行っている、もしくは販売を行うことを目標とする農業者は対象となりますが、専ら自給のために営農を行う農業者は対象なりません。ただし、自給的農家であっても、生産する農産物の一部について、市場や農産物直売所等への出荷等の販売を行っているか、または今後販売を行う事業実施計画を策定すれば対象となります。 なお、販売を行う農業者の確認は、過去の販売伝票や課税証明（農業所得）、農地台帳、営農の規模等から判断します。
228	原子力被災12市町村農業者支援事業		株式会社等の法人は対象となるか。また、農協やNPO法人、農外から参入する株式会社、農業者が組織する団体等は対象となるのか。	集落営農組織、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体・特定農業法人、認定農業者、認定新規就農者の要件を満たす限り、法人も対象となります。また、知事が特に必要と認める者として、いわゆる農地のリース方式による農業参入者や、農地を利用しない形で農業を行う法人（例：植物工場、野菜苗工場、畜産事業者）も対象となります。 なお、農協等の農業団体は、自ら農業を営む者となることを想定していないため、対象なりません。

229	原子力被災12市町村農業者支援事業		対象者の年齢制限はあるのか（高齢者は対象外なのか）。	販売を目的に農産物の生産を行う農業者であれば原則として年齢制限等はありません。しかしながら、補助対象の農業機械や施設については、法定耐用年数等との整合性や営農継続の確保の観点から、少なくとも、事業申請者がこれらの農業機械、施設等を、事業実施計画期間中も含めて継続的に使用して営農を行っていく見通しがあるのか、事業計画の審査の段階で確認することになります。 なお、認定新規就農者については、青年(原則18歳以上45歳未満)及び知識・技能を有する者(65歳未満)のほか、法人の役員に年齢制限があることにご留意ください。
230	原子力被災12市町村農業者支援事業		新規就農者は県外者も含めて対象となるのか。	本事業は、被災農業者の営農再開を目的としていますが、被災12市町村の農業の担い手が著しく少ない厳しい実態を踏まえて、新規就農者について、12市町村で営農する場合は、県の内外を問わず対象としています。 なお新規就農者については、農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者を基本としています。
231	原子力被災12市町村農業者支援事業		経産省が実施している「原子力被災事業者事業再開等支援事業」の助成を受けている商工事業者が、農業を営んでいる場合、本事業は対象となるか。	商工事業者が「原子力被災事業者事業再開等支援事業」を利用されている場合であっても、農業者として本事業の要件を満たす限り、対象となります。
232	原子力被災12市町村農業者支援事業		被災後に一度営農再開(県内、県外を含む)したが、その後休止し、今回新たに営農再開する場合は対象となるか。	被災前に12市町村で営農されていた場合、過去の営農の再開・休止の状況を踏まえ、事業の対象となるか判断することとなります。
233	原子力被災12市町村農業者支援事業		被災後に家族に農地や経営権を委譲した場合には、当該受譲者は対象となるのか。	被災12市町村で受贈者や権利受譲者が営農を行う場合は対象となりますが、委譲・受贈を確認できる書類の提出が必要です。
234	原子力被災12市町村農業者支援事業		補助対象者について、被災後は、避難も作付中止もしておらず、営農を継続している人は対象となるのか。	被災12市町村は全体として原発被災が地域の農業に与えた影響が大きく、これら市町村全体としての営農再開等の促進による農業の振興が、地域の帰還促進や自立にも特に重要であることから、避難者や作付中止者以外の者であっても、規模拡大や新規作物の導入等も含めて生産拡大等に取り組む農業者を対象としています。
235	原子力被災12市町村農業者支援事業		「営農再開等を行う農業者」とは具体的にどのような者か。	交付等要綱別記3に規定するとおり、農協法等に基づく者の要件のほか、農産物販売を目的とする農業者と規定しています。このため、いわゆる土地持ち非農家や自給的農家も含めて、農産物販売を行わない農業者、すなわち、専ら農産物自給を目的とする農業者は対象としません。 なお、「農業者」の範囲には新規就農者も含み、「営農再開等」の範囲には、被災により休止していた営農の再開以外にも、本事業の開始以前に営農再開を果たした者であっても、本事業を活用した追加投資により生産の拡大等(規模拡大、新規作物の導入等)を行う者も含まれます。
236	原子力被災12市町村農業者支援事業		東電賠償金を受給している場合は、本事業は使用できるのか。	本事業は、農業者の営農再開等を通して地域農業の再生を図ることを目的とした事業であり、本補助金の受給にあたって、東電賠償金を受給している場合も事業の活用は可能です。
237	原子力被災12市町村農業者支援事業		事業対象者については年齢制限を設けていないが、後継者が確保されていない高齢の農業者も事業の参加が可能なのか。	本事業は、農業者の被災前の営農状態への復帰及び生産拡大等を目的としているため、対象者の年齢制限等は課していません。しかしながら、事業実施計画の承認審査の段階で、事業実施計画期間中の導入機械・施設等の継続利用はもとより、その後の利用見通し等も実態上加味して審査することになります。 さらに、補助金適化法等の趣旨(耐用年数未満の処分に係る補助金返還等)の周知や、別記1の8の管理運営の規定も踏まえ、事業対象者に対しては機械、施設等の継続利用が求められることにご留意ください。
238	原子力被災12市町村農業者支援事業		原子力被災12市町村を対象地域とする事業(原子力被災12市町村事業、福島県高付加価値産地展開支援事業)について、被災農業者が12市町村外で既に営農再開を行っており、被災前の12市町村に戻って営農を行う場合は対象になるのか。	既に他の場所で営農を再開している、12市町村内で新たに営農を再開する場合には対象となります。
239	原子力被災12市町村農業者支援事業		被災12市町村内の個人の農業者が、本事業を契機に法人化や農業者団体の組織化を行っても対象となるか。また、県外を含む被災12市町村外の地域で既に農業を営む者が、被災12市町村で新たに農業を営む場合にも対象となるか。	被災前に12市町村内で営農を行っていた個人の農業者が、本事業を契機に法人化や組織化を行う場合でも、事業対象者等の要件を満たせば対象となります。 また、県外を含む12市町村外の地域で既に農業を営む者が、被災12市町村で新たに農業を営む場合にも、交付等要綱別記3に規定する各種の事業要件を満たせば、対象となります。
240	原子力被災12市町村農業者支援事業		交付等要綱別記3の2(7)の規定の趣旨は、農業用機械、施設の導入について、被災地域農業復興総合支援事業で経営展開される者は、本事業は利用できないということなのか(同一の者が二つの事業を併用することは出来ないのか)。	貴見のとおり、被災地域農業復興総合支援事業で経営展開される者は、本事業を活用することはできません。これらの要件に該当しない場合(例:被災地域農業復興総合支援事業の使途にない家畜の導入や、被災地域農業復興総合支援事業により既に導入された機械・施設とは関連のない別の作物での機械・施設の導入等)の場合は、この規定にかかわらず、対象とすることができます。

241	原子力被災12市町村農業者支援事業		事業計画の対象期間は何年間とするのか。	本事業の成果目標は令和12年度ですが、令和11年度以降に本事業を実施する場合は、対象期間を確保することが困難な場合もあり得ることから、事業実施年度を含む最大3年間で事業計画の対象期間とすることが可能です。
242	原子力被災12市町村農業者支援事業		被災前に営んでいた作物や畜種と異なるものに取り組む場合も対象となるのか。	被災12市町村で営農再開等を行い、事業メニューに該当するものであれば対象となります。
243	原子力被災12市町村農業者支援事業		補助対象経費の上限額の特認である3千万円の要件に、「市町村が策定する復興計画等に沿ったものとして市町村が確認した者」とあるが具体的にどのような計画が該当するのか。	12市町村が原子力災害からの復興に向けて策定した復興計画（任意）、地方自治法に基づく市町村の総合計画、市町村の農業関係の各種振興計画（農業の復旧・復興に向けて、市町村が独自に策定する地域農業マスタープラン、営農再開ビジョン、農業事業構想や、地域の中心的な経営体等を明らかにする人・農地プラン、地域計画等）が該当します。
244	原子力被災12市町村農業者支援事業		農業機械と施設等の導入を別々の計画書として作成し、例えば、1年目と2年目に別々の計画書を提出すれば、各1千万円(特認の場合は3千万円)の事業費とするなどして、2回以上の申請が認められるか。	本事業は、単一の年度内に策定される事業実施計画に基づき、営農再開等に必要の機械、施設等を導入することが基本であるため、基本的に2回以上の申請は認められません。 ただし、営農する作物が異なり、既に本事業により導入された機械・施設等との間に相互の関連性が全くなく、新規の取組であることなど、各々の事業実施計画の内容が別個の独立の内容と認められる場合、又は、単一の年度内の機械・施設等の一括導入が営農再開等を行う上で困難であること（例：複数年次に及ぶ計画的な家畜の導入）が合理的に説明でき、かつ、県知事が特に確認した場合には、補助対象経費の上限額(1千万円、特認3千万円)の範囲内で例外的に認められる場合があります。 なお、交付等要綱別記3では、「自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて実施するものでないこととする。」と規定しており、本規定も踏まえて判断していくこととなります。
245	原子力被災12市町村農業者支援事業		親子で経営を分けている場合、補助対象経費は上限1千万円ずつ合計2千万円が対象となるのか。	親子であっても、生計や経営が、関係書類等をもとに明確に分離し得ていることが確認できる場合には、各々が独立した事業申請主体として取り扱うことができますが、各々の事業実施計画の取組内容の独立性等は審査段階でチェックすることとなります。
246	原子力被災12市町村農業者支援事業		事業費が特認の3千万円を上回る施設整備等については、事業対象となるか。	本事業は、営農再開する農業者の初度の投資の負担軽減であることから、補助対象とする事業費の上限(特認)が3千万円であり、それを上回る事業費分は補助金の対象となりません。
247	原子力被災12市町村農業者支援事業		事業対象の農地については、対象農業者が管理(利用権及び作業受託)する農用地であれば、営農再開の如何を問わず、既に営農が継続されている農用地も対象となるのか。	被災12市町村であれば、既に営農が継続されている農用地であっても、本事業の活用により、生産拡大(規模拡大、新規作物の導入等)等の取組を行う場合には対象となります。
248	原子力被災12市町村農業者支援事業		従前の機械・施設を整備する場合、下限面積などの制限はあるのか。	「福島県特定高性能農業機械導入計画」に記載のある機械の場合は、その利用規模下限面積をおおむね満たす必要があります。ただし、地域の実情に照らして、知事が特に必要と認める場合は、事業実施計画書に添付される機械、施設等の規模決定根拠資料等をもとに審査し、過剰投資や不効率な利用とならないことを確認することとなります。また、同導入計画に掲載されていない機械については、同様に知事が審査して、適正規模等を確認することとなります。
249	原子力被災12市町村農業者支援事業		帰還する年は営農再開の準備に取り組む、翌年に本格的に営農を再開して作物栽培を拡大する(ただし、取組面積は未定)ことを前提に、帰還する年に農業機械、施設を導入する場合は対象となるか。	翌年の取組予定面積が具体的に明らかでない段階で帰還する年に機械、施設を導入することは結果的に過剰投資、不効率利用となる恐れがあるため、対象なりません。 一方で、事業実施計画書において、帰還年に営農再開準備の取組面積等を明らかにした上で、一部の作物栽培と販売を含めて本格的に営農に取り組む翌年以降の内容を明らかにした事業実施計画を策定して、その達成見通しも含めて知事の審査・承認を受けることにより、帰還年からの農業機械、施設の導入を行うことは可能です。
250	原子力被災12市町村農業者支援事業		事業計画の策定の相談や提出先等の手続きはどのように行うのか。	事業計画の策定に係る相談や手続き等に関する照会については、基本的に、本事業の主たる事務を担う県農林事務所が行います。また、市町村は、申請者の所在確認や要綱・要領等の要件を満たす事業実施主体であることの確認、3千万円の特認事業費に係る復興計画等の確認に加えて、農業者からの相談対応などを担当します。 農林水産本省、東北農政局、同局震災復興室、福島県農業関係部局は事業の周知や照会・相談の対応を行います。また、農協等農業関係団体に対しても事業の周知を行うことにより、農業者からの相談や照会に協力いただくこととしています。
251	原子力被災12市町村農業者支援事業		農業機械の導入、施設整備は、年度をまたがって(2カ年)取り組むことも可能か。	事業実施は、事業計画が承認された年度内に竣工することが原則です。ただし、災害等特別なやむをえない事由がある場合には、所定の手続きを経て翌年度に及ぶ場合も想定されます。
252	原子力被災12市町村農業者支援事業		事業実施主体の自己負担分の資金が適正に確保されていることが確実と見込まなければならないことをどのように確認するのか。	県事務取扱様式第1号において、事業計画申請書に自己資金等が確保されていることがわかる資料を添付していただくこととしています。

253	原子力被災12市町村農業者支援事業	農業用機械等の導入	農産物の出荷・販売をせずに農業者が自ら農地の保全管理を行う場合に、農業用機械等の導入は対象となるか。また、農業用機械等の導入の当初は出荷・販売を行わず、数年後に出荷・販売を行う場合は対象となるか。	実施要領の事業実施者の要件にある「農産物の販売を目的とする農業者等」とは、出荷・販売等を行う計画を策定し、計画期間内にその実現に取り組む農業者等を指すものです。したがって、必ずしも、計画の初年度を含めて全生産物全量の出荷・販売等を要件とするものではありません。 これは、生産物の出荷・販売等に向けた準備・管理作業とその取組の進展には、地域や農業者、農地の立地条件等ごとに違いがあること（例：取組当初の期間などにおいて、販売目的の農産物の作付けまでには至らないものの、除草・防虫や土づくりなど、農作物の作付けのための準備・管理作業が一定の期間、行われる場合がある等）に配慮したものです。 このため、事業実施計画書に基づき、出荷・販売等を実現するための農作物の作付けの準備・管理作業等に必要な機械・施設等についても実施要綱に規定する事業用途に沿って対象とすることができます。ただし、計画期間内に出荷・販売等を全く行わない場合は対象とならず、専ら農地の保全管理のみに取り組むための農業用機械等も対象外となります。
254	原子力被災12市町村農業者支援事業	農業用機械等の導入	事業目的に合致し、他の要件等を満たしている場合、機械等の単純更新は事業の対象となるか。	既に営農再開を果たしている者が、機械、施設等を単純更新する場合には、基本的に対象となりません。 ただし、被災により営農を休止していた間に、所有機械等を複数年利用しておらず故障などにより利用が困難な場合であって、被災前の営農規模相当に復帰するため、あるいは新たに取組む作物生産のために必要な機械等の規模が結果的に被災前と同等規模である場合には、単純更新でも対象となり得る場合があります。 なお、事業実施主体が導入する機械・施設等については、事業計画における営農再開面積に応じて、「福島県特定高性能農業機械導入計画」等に基づき、適度な規模となるよう指導をお願いします。
255	原子力被災12市町村農業者支援事業	農業用機械等の導入	営農再開地域の農地は狭隘で経営規模も小さい。一方で、今後、農業者の減少で農地集積が進むことが予想されるが、その時期が容易に見通せないことから、補助対象となる施設・機械の規模は、本来必要な機械等の利用面積の1/2以上であれば対象として良いか。そうでない場合には、どのようにして利用規模の下限面積を設定するのか。	機械の導入にあたっては、交付等要綱別記3の5(1)ウの規定のとおり、県が定める下限面積をおおむね満たすことが基準とされており、これに基づくことが基本です。 ただし、原子力被災地の農業支援という点では、地域の立地条件、営農再開の規模、進捗見込みは、地域や個々の申請事業者毎に異なることから、事業計画内容の実現の見通しや規模決定根拠となる資料を十分に精査の上で、個々の事業計画毎に個別に判断することも可能です。この場合、同規定に基づき、別に利用規模の下限面積を定めることとしており、その規模決定根拠を、実施計画書の添付資料をもとにその理由及び妥当性も含めて、福島県知事が特に必要と認めるものとして適切に判断してください。
256	原子力被災12市町村農業者支援事業	農業用機械等の導入	農業機械はその規模や金額を問わず、あらゆるものが対象となるのか。	交付等要綱別記3のとおり、「福島県特定高性能農業機械導入計画」に記載のある機械の場合は、その利用規模下限面積をおおむね満たす必要があります。ただし、地域の実情に照らして、知事が特に必要と認める場合は、事業実施計画書に添付される機械、施設等の規模決定根拠資料等をもとに審査し、過剰投資や不効率な利用とならない規模や金額の範囲内であることを確認してください。 また、同導入計画に掲載されていない機械については、同様に知事が審査して適正規模等を確認することになります。
257	原子力被災12市町村農業者支援事業	農業用機械等の導入	農機具の修繕は対象になるか。	本事業では、営農再開等の支援という事業趣旨を踏まえ、原発事故以前に使用していた農機具を、営農再開に伴って再び使用する場合の修繕は対象としています。
258	原子力被災12市町村農業者支援事業	農業用機械等の導入	軽トラックは対象になるのか。	交付等要綱別記3の規定のとおり、軽トラックは、農業経営の用途以外に容易に転用使用が可能な汎用性の高い機械等に該当することから、対象となりません。
259	原子力被災12市町村農業者支援事業	農業用機械等の導入	農業機械、施設のリース購入に係る費用は助成対象か。対象とならないとすれば、その理由は何か。	本事業は、 ① 営農再開等を行い、事業実施計画期間後も、導入した機械・施設等を活用して安定的に営農を継続していくことを支援するために、営農再開に必要な初度的な投資(購入経費)を高い補助率(3/4)により補助することにより、農家負担の軽減を図っていること ② 福島復興再生加速化交付金により実施される被災地域農業復興総合支援事業(市町村長の特認及び市町村の実施主体により、一定の要件を満たす取組について、個人に対する機械・施設の無償リースが対象となる制度)との事業メニュー上の違いを明確にすること 以上のことから、機械、施設等のリース購入は対象となりません。
260	原子力被災12市町村農業者支援事業	農業用機械等の導入	農業用トラクターは、補助対象となるのか。	交付等要綱別記3に規定する営農作業に必要な農業用機械に該当する場合は、農業用トラクターも対象となります。
261	原子力被災12市町村農業者支援事業	農業用機械等の導入	農業用トラクターの修理部品、オイル等の消耗品は事業対象となるのか。	本事業では、修繕も支援対象としていることから、営農休止者が営農再開を行うにあたって必要となる修繕は対象となります。また、営農を再開する上で、トラクターのアタッチメント(作業機等)も交付等要綱別記3の5(1)アの用途に必要なものである場合には、トラクターとの一体的な導入、単独導入も対象となります。

262	原子力被災12市町村農業者支援事業	農業用機械等の導入	現行よりも大きめの機械の導入は対象となるか。	交付等要綱に規定するとおり、導入する機械の具体的な規模については、県の定める判断基準等に沿って、事業実施計画に記載される営農面積の実現の見通しや規模決定根拠資料等を踏まえて、過剰投資、不効率利用とならないように判断することになります。
263	原子力被災12市町村農業者支援事業	農業用機械等の導入	バックホー、重機等の汎用性のある機械は対象となるか。	実施要綱別記3の規定のとおり、農業経営の用途以外に容易に転用使用が可能な汎用性の高いフォークリフト、シャベルローダー、バックホー、等は、一定の要件に該当しない限り、原則、対象となりません。
264	原子力被災12市町村農業者支援事業	農業用機械等の導入	今後の経営発展を見据え、農業生産用機械のみならず、加工や直売用の機械も対象となるのか。	本事業の支援対象となるのは、農産物の生産、流通、販売に必要な機械であり、交付等要綱別記3に定める補助対象経費として認められる場合には、対象となることがあります。 ただし、あくまで、事業実施計画期間内に実現させるものであり、本事業の目標である農地の営農再開に結び付く事業実施計画の取組内容の一環として導入されることが必要です。
265	原子力被災12市町村農業者支援事業	農業用機械等の導入	農産物の加工用機械や施設は事業対象となるのか。	農産物の生産、流通、販売に必要な機械として、「調製・出荷用機械等」を規定しており、加工用の機械は、生産から、流通、販売に至る前処理の段階の工程に該当する機械であることから、「調製・出荷用機械等」として対象になります。施設については、導入する加工用の機械を稼働させる上で必要最小限の内容に限り対象となります。ただし、本事業の目標は、農地を活用した営農再開であることから、あくまで生産と一体的な取組として加工が行われる場合に限るものとすることに留意してください。
266	原子力被災12市町村農業者支援事業	農業用機械等の導入	加工業務用野菜の生産、流通、販売に取り組む場合、出荷用のスチールコンテナは事業対象となるか。	出荷用機械と一体的に導入する場合であって、交付等要綱別記3の5(1)に準じて他用途利用でないこと、農業経営に真に必要であること、導入後の適正利用が確認できることの要件を満たす場合に限り対象となります。
267	原子力被災12市町村農業者支援事業	施設の整備・撤去	農産物直売施設は、事業対象となるのか。	「施設の整備等」に規定する施設に該当しないため、対象となりません。
268	原子力被災12市町村農業者支援事業	施設の整備・撤去	鳥獣害対策用のICT機器は対象となるか。	本事業は、鳥獣害対策に必要な機器は対象としていません。鳥獣害については、「福島県営農再開支援事業のうち鳥獣被害防止緊急対策」の活用をご検討ください。
269	原子力被災12市町村農業者支援事業	施設の整備・撤去	農業用施設の場合、1㎡あたりまたは10aあたりの補助上限はないとの解釈でよろしいか。	本事業の要綱、要領では施設の単位面積あたりの補助上限単価は設けていません。一方、過剰投資や不効率利用を回避する観点から、他の補助事業等の単価も参考に、計画審査の段階で申請者の規模決定根拠資料等を踏まえて過大な施設となっていないかを確認することとしています。
270	原子力被災12市町村農業者支援事業	施設の整備・撤去	パイプハウスのビニール被覆資材のみは、事業対象となるのか。	営農を休止していた農業者が、被災前の既存のパイプハウス等の骨材等を活用し、それに使用するビニール被覆資材等を購入する場合や、工業者に施工発注する場合には、「修繕等」に該当することから対象となります。 なお、本事業の導入以前に営農再開した農業者が、被災していない施設の被覆資材のみを購入する経費は、費消的経費であり単純更新となるため、対象となりません。
271	原子力被災12市町村農業者支援事業	施設の整備・撤去	井戸掘削、育苗箱・プラスチックコンテナ箱等も対象となるのか。	施設整備においては、通常は、上水道や営農用水、井戸などの利用可能な環境が確保されていることが前提となることから、井戸掘削(ボーリング経費)は対象となりません。一方で、被災後の地域の状況が困難であり、休止後の営農再開に必要な家畜の飼養や施設園芸品目の栽培等に必要となる水源確保が困難な場合は、施設整備に伴う水源確保に必要な経費として例外的に対象とすることができます。 なお、育苗箱・プラスチックコンテナについては消耗品であることから対象となりません。
272	原子力被災12市町村農業者支援事業	施設の整備・撤去	従前の施設立地場所と異なる場所での施設整備を行う場合でも対象となるのか。その場合、土地(農地)の購入費用は対象となるのか。	被災12市町村内で営農再開を行う際に従前の立地場所に施設を整備することが困難な場合には、被災12市町村内の違う場所での施設整備も対象となります。ただし、土地の購入費用は対象となりません。
273	原子力被災12市町村農業者支援事業	施設の整備・撤去	施設整備に係る整地費は対象となるのか。	本事業では、長期にわたる営農休止等に伴う土地の不整形化・荒れ地化等の状態も想定され得ることから、既存施設と同様の施設整備を行う上で、不可欠、かつ、必要最小限の範囲で必要な整地費は対象とすることができます。 なお、新規の施設を整備する際の土地造成に係る費用は対象外です。
274	原子力被災12市町村農業者支援事業	施設の整備・撤去	農家が自力施工で施設等を整備した場合は、農家自らの労賃見合いも助成対象となるのか。	農家の自力施工に係る自己労賃部分は対象外であり、諸経費(現場管理費、一般管理費等)も対象外となります。
275	原子力被災12市町村農業者支援事業	施設の整備・撤去	震災前に他者から借りていた畜舎等を再び借りて経営を再開する場合、あるいは新たに他者から畜舎等を借りて経営を再開する場合、借り受けた畜舎等の増改築、修繕等にかかる費用は対象となるか。	本事業は、被災前の営農の再開が目的であることから、畜舎に係る権限(所有権等)の有無・状態を問わず、営農を再開して継続的に行い得ることを担保できる書類等が確認できれば、借り受けた畜舎等の増改築、修繕等の費用は対象となります。

276	原子力被災12市町村農業者支援事業	施設の整備・撤去	住宅を撤去し、その跡地に畜舎を導入する場合、住宅撤去費は対象となるのか。	従前地の施設が導入施設と同一である場合に限定していないため、対象とすることができます。これは、原発被災後の時間経過のために、地域によっては、立地上の制約から従前地に同一施設を整備することが困難な場合があることを踏まえたものです。 ただし、導入施設との関連において、撤去する施設(住宅)の妥当性は、当該施設(住宅)撤去における東電賠償上の取扱の確認も含めて、事業計画書の段階で審査することとなります。
277	原子力被災12市町村農業者支援事業	施設の整備・撤去	畜舎の修繕で、牛床をコンクリート張りにする際のコスト購入費は対象となるのか。	営農を休止していた畜舎の修繕に必要な経費の項目として計上されている場合には対象となります。
278	原子力被災12市町村農業者支援事業	家畜の導入	既に他の補助事業で施設・家畜の導入を実施済みであるが、本事業で家畜の追加購入を行う場合は対象となるのか。	他の補助事業で導入された施設等と明確に区分することが可能であり、本事業の事業実施計画に基づく家畜導入が、営農再開や生産拡大に必要なものであり、自力または他の事業で実施中・完了した事業を切り替えて実施するものでない限り、事業対象となります。
279	原子力被災12市町村農業者支援事業	家畜の導入	家畜導入について農家当たりの上限頭数はあるのか。	本事業では、導入家畜頭数の上限頭数は設けていませんが、導入する家畜の補助対象経費の上限額と一頭当たりの上限補助金額に規定されて、導入可能な家畜頭数は決定されることとなります。 なお、実際の導入頭数については、既存又は導入予定の飼養施設の規模等も含めて、事業実施計画書の審査において妥当性を審査することとなります。
280	原子力被災12市町村農業者支援事業	家畜の導入	牛を導入する場合の対象経費と必要書類はどのようなものか。	本事業における家畜導入の対象経費は、家畜購入時の価格及び購入に要する諸経費(家畜市場手数料、購入旅費、鉄道、航路、自動車等の運賃、積込料、貨車諸施設経費、輸送中の飼料費、上乗人夫賃、輸送保険料等)を含むものであり、これらの対象経費の支出が明らかとなる書類の添付が必要となります。
281	原子力被災12市町村農業者支援事業	家畜の導入	和牛の放牧に係る草地造成経費、電機柵の設置経費、水場及び簡易給水(削井)工事費は対象となるのか。	対象となりません。
282	原子力被災12市町村農業者支援事業	家畜の導入	めん羊の導入を予定しているが、本事業でめん羊の導入は可能か。	めん羊は、実施要綱の施設の整備及び家畜の導入に規定していないことから対象外です。
283	原子力被災12市町村農業者支援事業	果樹の新植・改植	果樹の補助金の上限額に係る「主要果樹」、「りんごわい化栽培等」とは具体的に何が対象となるのか。	主要果樹とは、かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくであり、りんごわい化栽培等とは、りんごわい化栽培、なし及びかきのジョイント栽培、ぶどうの垣根栽培(醸造用途の場合に限る。)を指します。
284	原子力被災12市町村農業者支援事業	花き・園芸作物の種苗導入	「花きの種苗」について、花きの具体的な内容は何か。	「花き」とは、「花きの振興に関する法律」第2条において規定される、「鑑賞の用に供される植物」を意味し、具体的には、切り花、鉢もの、花木類、球根類、花壇用苗もの等を指します。
285	原子力被災12市町村農業者支援事業	花き・園芸作物の種苗導入	交付等要綱別記3の5(4)に規定する「当該種苗を用いた生産が、複数年継続するものに限る」とは、具体的に何を指すのか。	例えば、切り花の生産において、キク、宿根カスミソウ、りんどう、しゃくやく、カーネーション、バラ、洋ラン、ユリ、枝物類等は対象となり得ますが、スイートピー、パンジー、コスモス等は対象となりません。
286	高付加価値産地展開支援事業		本事業で支援対象とする産地の範囲いかん。また、拠点となる施設整備等は単一の市町村を対象とする場合も事業の対象となるのか。	本事業では、被災12市町村内において市町村を越えた広域的な産地の具体化を目的としていることから、原則、被災12市町村内の複数の市町村で対象とする品目が生産又は集荷される必要があります。このため、整備事業については、原則、被災12市町村内の複数の市町村を受産地とすることが必要となりますが、推進事業については、産地を構成する取組となるからこの限りではありません。
287	高付加価値産地展開支援事業		拠点事業者は必ず農産物の加工等により付加価値を創出しなければならないのか。	本事業においては、付加価値の高い広域的な産地形成に加え、農産物の加工等により付加価値を創出する事を目的としています。
288	高付加価値産地展開支援事業		量販店等が被災12市町村内の複数の農業者と契約取引等を行っている場合、当該量販店は拠点事業者となるのか。	産地の形成にあたり、高い需要が見込まれる品目等の生産を提案する者として、消費者のニーズに最も近い立場である量販店等も拠点事業者として捉えることが可能です。ただし、生産すべき品目を提案し、当該品目に関して他の拠点事業者との連携を含め集荷・仕入れを通じて継続的に購入するなど、本事業の趣旨である産地の形成への寄与を通じて、農業者の再開意欲の向上、営農再開の加速化に資することが必要です。
289	高付加価値産地展開支援事業		民間事業者が拠点事業者となる場合、「事業対象品目の生産者又は生産者団体から継続して購入していること、又は購入する見込みであること」とあるが、直売所のように売り場のみの提供の場合は拠点事業者にはならないということか。	売り場のみの提供の場合には、継続して購入することには当たらず、農業者の再開意欲の向上や産地の形成に向けて拠点事業者として発現する機能としては不十分なことから、拠点事業者には該当しません。
290	高付加価値産地展開支援事業	推進事業全般	支援の上限額はあるか。	支援の上限はありませんが予算の範囲内とします。
291	高付加価値産地展開支援事業	推進事業全般	同一事業者が別事業年度において引き続き取り組むことができるか。	単年度事業として成果を出す必要はありませんが、事業目的の達成に寄与するものであれば、複数年度実施することは可能です。

292	高付加価値産地展開支援事業	リース方式による農業機械の導入	導入した農業機械等も市町村を越えた広域的な利用を行わなければならないのか。	リース方式による農業機械等の導入は、拠点となる施設への農産物を供給することを目的としており、広域的な産地の創出の取組の一部であることから、必ずしも市町村を越えて広域的に利用する必要はありません。
293	高付加価値産地展開支援事業	リース方式による農業機械の導入	既に再開している農地において拠点事業者に新たに生産物を供給するため品目転換を行うような場合も対象となるのか。	対象となります。
294	高付加価値産地展開支援事業	リース方式による農業機械の導入	既にリース事業に係る支援を活用している事業者が、受益地以外の農地で拠点事業者へ供給するための生産に取り組む場合、再度リース事業等を活用することができるか。	既にリース方式による農業機械等の導入に係る支援を受けている者であっても、既に導入した農業機械等の利用面積を超えて、受益地以外の農地で拠点事業者へ供給するために新たに生産を行う際に必要な農業機械等の導入は、産地の早期創出や営農再開の加速化に寄与することから、再度支援を受けることができます。ただし、新たに生産を行う農地は12市町村内に位置している必要があることに留意してください。
295	高付加価値産地展開支援事業	リース方式による農業機械の導入	既に拠点事業者が生産物を販売している農業者は、支援の対象になるのか。当該生産物の作付面積を拡大しなければならないのか。	本事業は、産地の創出を進め、営農再開の加速化に資することを目的としているため、既に拠点事業者が生産物を販売している取組は支援の対象になりませんが、産地計画に記載された取組に沿って、作付面積を拡大または品目転換する場合には支援対象になります。
296	高付加価値産地展開支援事業	リース方式による農業機械の導入	他の事業で機械や資材の導入に係る支援を受けた者が、本事業により支援を受けることが可能か。	既に支援を受けた機械の利用計画や再開目標に位置づけられていない取組である必要があります。なお、この場合であっても、作付面積を拡大または品目転換する場合は支援対象となります。
297	高付加価値産地展開支援事業	リース方式による農業機械の導入	農業者の生産物が拠点事業者以外が運営する既存の施設等を介して、拠点事業者へ供給される場合であっても、事業の対象となるのか。	農業者の生産物の供給が、産地計画に位置づけられた取組に該当する場合には、産地の創出の取組となることから、事業の対象とすることが可能です。
298	高付加価値産地展開支援事業	リース方式による農業機械の導入	リース方式により導入した農業機械等を用いて生産した農産物の販売等にあたり、拠点事業者へ出荷するものについては拠点事業者との間で販売契約等をかかわる必要があるのか。	産地の創出を目的に当該機械を用いて生産した農産物を拠点事業者へ出荷する意味では必ずしも農業者として販売契約等をかかわる必要はありませんが、拠点事業者へ確実に出荷されたことを示すものが必要です。
299	高付加価値産地展開支援事業	被災地域における人材確保・育成	本メニューで実施できる人材確保・育成の取組はどのようなものがあるのか。	被災地域における人材確保・育成にあたっては、まずは経営局で措置している事業の活用が基本となりますが、その上で、未だに農業者の帰還が進まない原子力被災12市町村固有の事情等のため、地域の魅力の発信等、特色ある取組を実施する場合は、本事業において支援していく考えです。